

令和7年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年3月6日から令和7年3月17日まで第1回定例会が町役場に招集された。

令和7年3月6日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口 享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、11番、水野孝一君、12番、酒井育子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日3月6日から3月17日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月6日から3月17日までの12日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告2件を提出いたします。

議長報告第2号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第3号「諸般の報告（第1号）について」の2件であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（赤城大地君）

日程第4、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

時が過ぎるのは早いもので、令和3年6月に町長という重責を拝命させていただいて以来、本年6月をもって4年間の任期が満了となります。これまで着実に町政運営ができましたのは、町民の皆様をはじめ、議会並びに職員や関係各位のご支援とご協力によるものと心より感謝申し上げます。

就任時、私は「変える勇気！繋ぐ次世代へ！」をスローガンに掲げ、地元の高校生や青年会議所による「若者による地域づくり推進事業」、少子化対策として「妊活応援支援事業」、若者・子育て世代の「移住定住推進」など、次世代を担う若者が活躍できる時代に合ったまちづくりを目指して取り組んでまいりました。

その一方で、任期中に最も思慮したことが新庁舎建設についてであります。財政状況の見通しが立ったことから、庁舎整備課を新設し、凍結していた本事業を再開しましたが、建設場所や建設の規模等について多種多様なご意見を賜りました。これまでの町の説明に不足があり、誤解を招いてしまっていることに対しまして、おわび申し上げます。

しかしながら、早期建設を望む声を多数いただいていることから、町政を担う者として、ここで庁舎建設の歩みを止めるわけにはいきません。

これからの会津坂下町を見据え、私は新庁舎の建設場所として、旧坂下厚生総合病院跡地が最適であると判断いたしました。10年、20年がたったとき、今回の決断は間違っていなかったと多くの町民の皆様に思っただけのものと感じております。

町民の皆様が将来にわたり住み続けたいと思えるのはもちろんのこと、町から巣立っていった若者たちが、愛着と誇りを持ち、帰ってきたいと思えるふるさとであり続けなければなりません。

そして、町民の皆様の笑顔があふれ、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、町政2期目を担いたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、教育長の任命につきましては、教育長の任期満了に伴い上程するものです。

次に、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、ご尽力いただきました委員の任期満了に伴い、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程するものです。

次に、会津坂下町放置自転車等対策条例の制定につきましては、町内における放置自転車等の撤去に取り組み、駐輪場の適正管理と、町民の良好な生活環境を確保するものであります。

次に、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度福島県人事委員会勧告に基づく福島県職員の給与改定に準拠し、会津坂下町職員の給与改定を行うものであります。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、関係条例を改正するものであります。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の改正等に伴い、町条例を改正するものであります。

次に、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることによるものであります。

次に、会津坂下町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの専門員を地域の実情に応じて柔軟に配置できるよう見直すものであります。

次に、会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正につきましては、水道法施行令の改正により資格要件が改められることを踏まえ、町条例を改正するものであります。

次に、会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、栄養士法の改正に伴い、管理栄養士の資格取得要件が改められたことによるものであります。

次に、財産の取得につきましては、福島県所有の旧農業試験場会津支場第二圃場敷地の取得に伴い、地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、財産の無償譲渡につきましては、村田児童公園の廃止に伴い、公園用地を村田区へ無償譲渡するものであります。

次に、建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針につきましては、会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定により、上程するものであります。この議案を議決いただくことで、新庁舎の建設場所を定め、本指針に沿った新庁舎建設基本計画を策定し、新庁舎建設事業の早期進捗を図っていきたいと考えております。

続きまして、令和7年度一般会計予算及び特別会計予算について申し上げます。

初めに、一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度当初予算と比較して7億2,000万円の増額となる84億1,000万円といたしました。依然続いている物価高騰への対応をはじめ、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画の初年度となることから、「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」の実現に向け、本年度策定の実施計画に基づき、各種政策・施策に取り組むための予算編成といたしました。

歳入の主なものとしましては、町税が16億2,459万2,000円と、前年度予算と比較し、増額で計上しております。

地方交付税は30億5,109万3,000円であり、普通交付税においては職員に係る給与改定への対応や公共施設の光熱費高騰、行政サービスの委託費等の増加への対応などにより、前年度予算から1,911万円の増と見込みました。

町債は、前年度予算と比較し1,770万3,000円増の2億3,100万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。特徴といたしましては、職員の給与改定による人件費や、物価高騰による物件費が大きくなっております。また、各種事業予算については、実施計画にお示しした事業を中心に、子育て・教育、健康づくり、福祉の充実、農業・商工業の振興のための予算としております。

なお、令和6年度までを財政健全化最重点期間と定め、着実に財政健全化は図られましたが、持続可能な財政運営を行っていくため、引き続き財政健全化に向けた取組を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度予算と比較して833万4,000円の増額となる18億9,620万円としました。

歳入の主なものとしましては、保険税が3億93万円、県支出金が13億9,171万円で、歳入総額の89.2%を占めております。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が13億5,816万1,000円で歳出総額の71.6%を占めております。国民健康保険事業費納付金は、県へ納める費用として3億9,512万5,000円を計上いたしました。

なお、6月の国保税本算定の際には、県の本算定における国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を考慮し、歳入歳出全般にわたり再度計算を行い、必要に応じた税率の見直し及び補正予算を提案する考えであります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度予算と比較して1,507万2,000円の増額となる24億1,469万2,000円としました。

歳入の主なものとしましては、支払基金交付金が6億1,362万3,000円で歳入総額の25.4%を占めており、国庫支出金5億5,652万円、県支出金3億4,695万2,000円は、それぞれ負担割合により計上しました。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が22億2,076万1,000円で歳出総額の92.0%を占めております。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度予算と比較して1,283万8,000円の増額となる2億3,518万円としました。

歳入の主なものとしましては、保険料が1億6,522万5,000円、一般会計からの繰入金
が6,763万7,000円であります。

歳出の主なものとしましては、広域連合への納付金が2億2,283万2,000円で歳出総額
の94.7%を占めております。

次に、坂下東第一地区土地地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度予算と比較して4,144万8,000円の増額となる2億3,994万3,000円
としました。

歳入の主なものとしましては、国庫補助金、一般会計繰入金及び保留地処分金を計上
いたしました。

歳出の主なものとしましては、建物調査、幹線排水路工事及び建物移転等の補償費を
計上いたしました。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入総額4億8,556万6,000円に対
し、支出総額4億7,670万8,000円となり、税抜当期純利益を573万6,000円と見込んだと
ころであります。

収入の主なものとしましては、営業収益の水道使用料並びに営業外収益の他会計補助
金であります。

支出の主なものとしましては、営業費用の受水費及び施設管理委託料、並びに営業外
費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。収入総額6,066万6,000円に対し、
支出総額1億2,584万1,000円となり、不足額6,517万5,000円は、当年度分消費税及び地
方消費税資本的収支調整額281万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,236万円により
補填したいというものであります。

収入の主なものとしましては、企業債であり、支出の主なものとしましては、水道施
設等耐震化事業による配水管布設替工事、気多宮配水池電気計装盤更新工事、並びに企
業債償還金であります。

今後も、有収率の向上と経費の節減及び事務の合理化等により、経営の効率化を進め
てまいります。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入総額4億2,470万4,000円に対
し、支出総額3億9,836万円となり、税抜当期純利益を349万2,000円と見込んだと
ころであります。

収入の主なものとしましては、営業収益の下水道使用料及び営業外収益の他会計補助
金であります。

支出の主なものとしましては、営業費用の浄化センター及びマンホールポンプ場維持
管理業務委託費、並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。収入総額 5 億 3,692 万 3,000 円に対し、支出総額 6 億 3,638 万 6,000 円となり、不足額 9,946 万 3,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等により補填したいというものであります。

収入の主なものとしましては、企業債及び補助金であり、支出の主なものとしましては、県道会津坂下会津高田線管路 DB 整備事業及び坂下西、坂下中央処理区における管渠埋設工事請負費並びに企業債償還金であります。

今後も、下水道整備区域拡大のため工事の早期発注、維持管理費の縮減並びに経営の効率化を進めてまいります。

なお、会期中に令和 6 年度一般会計及び各特別会計の補正予算等を追加提案する準備をいたしております。

続きまして、令和 7 年度の主な施策と事業について申し上げます。

初めに、人口減少対策について申し上げます。

第六次振興計画後期基本計画において、重点施策の一つとして位置づけ、「交流人口対策」「関係人口対策」「定住人口対策」「少子化対策」の四つの人口対策を発展させながら取り組んでまいります。

具体的には、住宅取得支援事業や空き家改修等支援事業により、町への定住を支援するとともに、移住支援金の拡充と地方就職学生支援事業補助金の新設、また、町の魅力発信や地域資源等を活用したイベント実施による出会いの場の創出や交流人口・関係人口の拡大、移住・定住を目的とする SNS を活用した情報発信など、様々な施策を打ち出しながら、さらに移住・定住を推進してまいります。

次に、公共交通対策について申し上げます。

こちらにつきましても、後期基本計画の重点施策の一つであり、誰もが安心して住み続けられる町を目指し、持続可能で利用しやすい移動手段を構築するため、地域公共交通計画を策定します。

その中で、公共交通利用者の需要に合わせた路線の再編やダイヤ見直しの実施、コミュニティバスなどの新たな公共交通手段の導入を検討するとともに、商店街や観光施設、各運行事業者と連携した支援策を拡充し、利便性の向上と利用者の増加を図ってまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の被保険者は、少子高齢化に伴う人口減少や被用者保険の適用拡大の影響を受け年々減少しております。一方で年齢構成の高齢化により医療費は年々増加し、大きな課題となっております。

国は医療費の抑制を視野に入れ、高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げることと決定しております。県においても市町村間の医療費負担の平準化を図るため、令和 11 年度に保険税率の統一を目指しており、令和 7 年度から税率の調整が開始となります。どちらも被保険者の皆様が受ける影響が大きいものとなりますので、ご理解とご協力が得られるよう、適正かつ適切な国保運営に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

令和6年度にスタートしました第九期会津坂下町高齢者福祉・介護保険事業計画を基に、高齢者の介護予防や自立支援の取組を進めております。

町の高齢化率は年々上昇し、高齢者のニーズも多様化しておりますので、地域の実情を把握しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう様々な介護サービスの提供に努めてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

初めに、土木建築事業について申し上げます。

まず、公園通り線歩道整備工事を年内の完了に向け進めてまいります。長寿命化対策としましては、袋原大橋橋梁補修工事と町営古町川尻団地7・8号棟給水設備等改修工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

また、都市下水路整備につきましては、大雨時の浸水被害から、住民の生命・財産を守るため、都市下水路ゲート設置工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて、建物調査算定業務6戸6棟、移転補償5戸5棟、幹線排水路敷設工事112メートルを年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、水道事業につきましては、県道会津坂下会津高田線の老朽管更新のため管路DB整備事業による配水管布設替え工事を進めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、下水道整備面積拡大のため、県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業において約1,800メートル及び坂下中央処理区において約370メートル、坂下西処理区において約65メートルの管渠埋設工事を進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

初めに、主食用米を取り巻く情勢について申し上げます。

令和6年産米は、コロナ禍後の外食産業等の需要が回復基調にあったことや、8月の南海トラフ地震臨時情報の発表、自然災害による買い込み需要等で流通量不足が生じ、いわゆる「令和の米騒動」にまで発展し、取引価格が上昇し続けておりますが、資材や燃料等の生産コストの高騰を受け、必ずしも農家所得の確保にはつながっていない状況にあると認識しております。

また、主食用米の全国ベース需要量は、近年の人口減少等の影響により、一貫して減少傾向にあることから、取引価格が上昇したことによる主食用米への過度な転換は、再び米価の下落につながるものが十分予想されます。

本町におきましては、農家所得の確保を最優先課題に位置づけ、加工用米や輸出用米、飼料用米等の非主食用米への転換による需給調整を推進するとともに、地域性や圃場条件を考慮し、需要が高まっている麦・大豆等の土地利用型作物や高収益園芸作物の導入を推進することで、米価変動に影響されにくい農業経営の基盤強化に取り組んでまいります。

次に、地域計画について申し上げます。

坂下地区を除く65集落で策定を進めてまいりました地域計画は、昨年5月から各集落で座談会を重ね、様々なご意見・ご要望を反映させた61計画を策定いたしました。

令和7年度以降につきましても、毎年全集落で座談会を開催し、中小規模農家を含む農業者一人一人と膝を交えた対話を重ね、集落農業の将来像の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

特に、作業省力化につながるスマート農業や生産性向上につながる先進的栽培技術の導入等の取組を支援するため、町独自に先進的技術導入推進事業を創設し、技術革新の取組を積極的に推進することで、本町農業を持続可能で魅力とやりがいを持てる産業として確立し、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮につなげてまいります。

次に、老朽化ため池廃止工事について申し上げます。

令和5年度から開始しました蟹沢1号、2号ため池廃止工事につきましては、令和6年12月をもって2号ため池の廃止工事を完了いたしました。

令和7年度につきましては、1号ため池までの作業道開設を行い、年度内に廃止工事を完了させるとともに、手寺沢ため池と仲子山ため池の廃止工事に向けた準備にも着手し、農用地や農業施設の災害未然防止と、住民の安全安心な生活環境の確保につなげてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

初めに、商工業行政について申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「会津坂下町生活支援事業」につきましては、町内商工業者等への支援として、燃料費高騰に係る運送業者等支援事業を実施しております。これは、該当する車両1台につき1万円を支給する事業であり、2月25日現在9件の申請があり、交付額は94万円となっております。

また、令和7年度からの新規事業等につきましては、三つの取組がございます。一つ目は、国の補助制度を活用した地域経済循環創造事業補助金、通称ローカル10,000プロジェクトを新設いたします。これは、民間事業者の創業及び新規事業に係る初期投資費用を補助するものであり、民間事業者の新しいチャレンジを支援するとともに、官民が連携・協力して、町の課題解決と地域活性化を図ってまいります。

二つ目は、町内金融機関及び福島県信用保証協会との連携により、中小企業・小規模事業者に対する制度資金を拡充いたします。これにより、先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上による企業の働き方改革や賃上げ対策を支援してまいります。

三つ目は、空き店舗等改修支援事業補助金の新設であります。この事業は、空き店舗の改修費用の一部を補助するものであり、空き店舗の解消を図るとともに、創業希望者等の新しいチャレンジを応援することにより、町なかのにぎわいを創出してまいります。

次に、観光物産行政について申し上げます。

本町には、酒蔵、みそ・しょうゆ蔵が3蔵ずつあり、いずれも高い評価を得ているほか、会津地方で唯一の乳業会社では全国的にも有名なヨーグルトを生産しているなど、地域に根づく発酵文化は、町の誇り、町の魅力であります。令和7年度からは、県が推進する発酵ツーリズム事業とも連携しながら、インバウンドも視野に入れた発酵のまちプロモーション事業に取り組んでまいります。

また、参加者から好評を得ております、会津ばんげまち歩きにつきましては、まちな

かガイドの会のご協力によりコースの選定や磨き上げを実施しており、令和7年度にはまち歩きガイドブックを作成する予定となっております。さらには、インバウンド向けのまち歩きコースを造成するため、海外の方を対象としたモニターツアーを実施し、様々なご意見等をいただきたいと考えております。

本町の魅力を効果的にPRすることで、一人でも多くの方に会津坂下町のファンになっていただき、交流人口・関係人口の増加を図ってまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

令和7年度から開始となる第三次会津坂下町教育振興基本計画を策定いたしました。

これまでの保幼小中の教育施設等を一体的に捉えながら統一性をもたせ、一貫した教育を行っていく、一つの学園構想の理念を引き継ぎながら、教育・文化・スポーツ等の振興を図るための施策を推進してまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

令和7年度から開始となる会津坂下町こども計画を策定いたしました。

全ての子供・若者が健やかに、誇りをもって成長することのできるまちを目指し、子供施策を推進してまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第5、同意第1号「教育長の任命について」を議題といたします。

本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第1号「教育長の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

鈴木茂雄氏につきましては、令和4年4月1日より、教育長としてお務めいただいておりますが、令和7年3月31日をもって任期満了となります。

鈴木教育長には、高い知見を持って振興計画に掲げる、自ら学び、学び合う人づくりをはじめとした教育情勢を巡る諸課題に対し、精力的な取組をいただいております。その業績には顕著なものがあります。引き続き教育長として、教育情勢進展のためご尽力いただきますよう、ご推薦を申し上げるものであります。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から3年間であります。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。提案理由

の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（赤城大地君）

日程第6、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由をご説明申し上げます。

令和4年4月1日より、固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております荒井浩氏におかれましては、令和7年3月31日をもって任期満了となります。

荒井委員には、委員として選任されて以来、高い識見を持って、会津坂下町の行政進展のために、多大なるご貢献を賜りました。そのご苦勞とご功績に対しまして心から感謝を申し上げます。

その後任といたしまして、酒井秋男氏をご推薦申し上げます。酒井氏は福島県警察並びに福島県の職員として長年勤められ、その経歴から高い知見をお持ちであり、我が町の固定資産評価審査委員会委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から3年間であります。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第8号から議案第26号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

議案第8号「会津坂下町放置自転車等対策条例」から、議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの19件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議案第8号 会津坂下町放置自転車等対策条例

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

- る条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第14号 会津坂下町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 財産の取得について
- 議案第18号 財産の無償譲渡について
- 議案第19号 建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針
- 議案第20号 令和7年度会津坂下町一般会計予算
- 議案第21号 令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 令和7年度会津坂下町介護保険特別会計予算
- 議案第23号 令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第25号 令和7年度会津坂下町水道事業会計予算
- 議案第26号 令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

初めに、議案第8号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。私から議案第8号「会津坂下町放置自転車等対策条例」について説明をさせていただきます。

これは、町内における自転車等が駐輪場等の公共の場に放置され、その機能が低下し、利用者に支障をきたしているほか、景観も損なわれ、その対策が課題となっていることから、法律に基づき、条例を制定し、放置自転車等の対策に取り組みたいとするものであります。

第1条の目的ですが、この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）に定めるもののほか、公共の場において放置されている自転車等の撤去等に関して必要な事項を定めることにより、町民の良好な生活環境を確保したいとするものであります。

第2条は、用語の定義であり、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるもので、第1号、自転車等とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいうとするものです。

第2号、公共の場所とは、町が設置し、または管理する駐車場、駐輪場、道路、公園、緑地、河川その他の公共の用に供する場所をいうとするものです。

第3条は、町長の責務で、町長はこの条例の目的を達成させるため、必要な政策の実施に努めるとするものであります。

第4条は、放置自転車等の撤去であり、町長は公共の場所に明らかに長期間放置された状態で利用されていないと認められる自転車等及び自転車等としての機能を喪失していると認められる自転車等（以下「放置自転車等」という。）がある場合には、放置自転車等の所有者に撤去を命じることができるとするものです。

第5条は、放置自転車等の保管で、町長は前条の規定により撤去を命じたにもかかわらず、撤去されない放置自転車等については、同条の規定による撤去を命じた日から規則で定める期間を経過した後、当該自転車等を移送し、保管することができるものとするものです。

第2項は、町長は、前項の規定により放置自転車等を保管した場合は、その旨を告示しなければならないとするものです。

第6条は、放置自転車等の返還措置で、町長は前条第1項の規定により、放置自転車等を保管した場合は、放置自転車等を所有者に返還するために必要な措置を講じなければならないとするものです。

第7条は、放置自転車等の処分で、町長は、前条の規定による措置を講じたにもかかわらず、引取りのない放置自転車等については、第5条第2項の規定による告示の日から規則で定める期間を経過した後、当該放置自転車等を処分することができるものとするものです。

第8条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとするものです。

最後に附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するというものであります。説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第9号から議案第13号まで説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

改めましておはようございます。

私からは、まず、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年度福島県人事委員会勧告に基づく福島県の給与改定に準拠するものであります。

今回の改正の内容は、給与表の3級から6級までの初号付近の号給を削除し、順次繰り上げるものであります。

また、扶養手当や通勤手当などの諸手当も県に準拠し、改定するものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

なお、改正箇所に含まれます句読点や記号につきましては、説明上、省略させていただくとともに、今回の改正が改正箇所が多いため、旧を省略し、新のみの説明とさせていただきます。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

まず、第10条の見出しですが、削除されます第11条と共通の見出しであったため、改めて「（扶養手当）」を付記します。

次に、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中を「前項第1号に掲げる扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削除し、「当該期間」に改め、同条に第5項として「前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。」を加えるものであります。

次に、第11条を全文「削除」します。

2ページをご覧ください。

第11条の2第1項第2号中に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加えます。

続いて3ページをご覧ください。

第12条第1項第1号中を「有料道路（以下この条）に改め、同条第2項第1号中を「以下この号及び次項において「運賃等相当額」に改め、「でその利用が町長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「次項において「特別料金等相当額」に改め、「（運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を）」以下第1号を削るものであります。

4ページをご覧ください。

さらに同条同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が63,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と63,000円との差額の2分の1を63,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、第3項から第5項までを1号ずつ繰り下げ、第3項として「運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額をそ

の支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）並びに前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。」を加えます。

次に、第12条の2第3項中を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、続いて5ページをご覧ください。

「（任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。）」を削ります。

第19条の2第1項中を「勤務をした」に改め、同条第2項中を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」とし、「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して町長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号の「ただし以下」を削ります。

次に、第24条の2中を「及び第10条」に改めます。

6ページをご覧ください。

第26条中を「、第10条」に改め、「、扶養手当」を削るものです。

さらに、別表第1（第3条関係）の給料表を10ページまでのとおり改めるものであります。

続きまして、議案に戻っていただきまして、8ページをご覧ください。

附則といたしまして、第1条は、この条例は令和7年4月1日から施行したいというものでございます。

次に、第2条は、切替日となる令和7年4月1日の前日において、給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの新号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とするものであります。

次に、第3条は、切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができるとするものであります。

次に、第4条は、扶養手当に関する経過措置でありまして、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、配偶者の扶養手当は3,000円、子の扶養手当は11,500円とするものであります。

次に、第5条は、単身赴任手当に関する経過措置でありまして、新条例第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用するというものでございます。

次に、第6条は、附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるとするものであります。

最後に、附則別表としまして、附則第2条に係る給料表の切替え表となっております。
説明は、以上であります。

続きまして、議案第10号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の仕事と生活の両立支援を拡充するものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

なお、改正箇所に含まれる句読点や記号は、説明上省略をさせていただきます。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第8条の3第2項中、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改めます。

次に、第15条第1項中に、「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加えます。

次に「（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）」として、第17条の2を加えます。「任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。」とし、第2項を「任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。」とし、第3項を「任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。」とするものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。

次に、「（勤務環境の整備に関する措置）」としまして、第17条の3を加え、第1項を「任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。」とし、同項第1号を「職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施」、同項第2号を「介護両立支援制度等に関する相談体制の整備」、同項第3号を「その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置」とするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行したいというものであります。

説明は以上です。

続きまして、議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う読替規定の整理と、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う引用元となる条項の変更によるものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。右の旧が改正前、左の新が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

第15条の2の表の第24条の2の項をご覧のとおり改めるものであります。次に、第16条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めます。

議案に戻っていただき、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行したいというものであります。

説明は以上です。

続きまして、議案第12号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、引用元となる条項が変更になったことによるものと、令和6年度福島県人事委員会勧告に基づく福島県の給与改定に準拠し、暫定再任用職員を寒冷地手当の支給対象とするものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

附則第4条第6項中、「第9条第3項」を「第9条第2項」に改め、同条第7項中、「第10条、第11条、第22条」を「及び第10条の規定」に改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行したいというものでございます。

説明は以上です。

続きまして、議案第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の給与に関する条例、会津坂下町表彰条例、職員の分限に関する条例、会津坂下町個人情報保護法施行条例、会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例の5条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、「懲役及び禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたことに伴い、関係条例を改めるものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

初めに、第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。参考資料の新旧対照表をご覧ください。第20条の2第3号及び第4号、第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

参考資料 2 ページ、第 2 条は、会津坂下町表彰条例の一部改正で、第 10 条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第 3 条は、職員の分限に関する条例の一部改正で、第 6 条第 1 項中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第 4 条は、会津坂下町個人情報保護法施行条例の一部改正で、3 ページの附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

第 5 条は、会津坂下町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正で、第 52 条から第 54 条中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、第 1 項は、この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行するというものであります。

第 2 項は、前項の規定による改正前に行われた行為の処罰について、改正前の条例の規定によるものとみなすというものであります。

第 3 項は、この条例の施行後に行われた行為の処罰に対して、他の条例の規定により施行前の罰則を適用する場合において、当該刑のうち懲役または禁錮は、それぞれの刑と刑期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は刑期を同じくする拘留とするというものであります。

第 4 項は、拘禁刑または拘留に処せられた者が他の条例の規定により、施行前の条例の規定が適用され、人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなすというものであります。

第 5 項は、この条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪で起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第 20 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 3 号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすというものであります。

第 6 項は前 4 項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は規則で定めるというものであります。

説明は以上であります。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 07 分）

再開を 11 時 20 分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

続いて、議案第 14 号について説明を求めます。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第14号「会津坂下町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、国の介護保険法施行規則の改正に伴い、会津坂下町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨は、地域包括支援センターにおける人材確保が困難となっている状況を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とするものであります。

次に、改正の内容であります。新旧対照表によりご説明いたします。参考資料の新旧対照表をご覧ください。右側が旧、左側が新であります。

初めに、第3条についてであります。第3条第2項中第140条の66第1号ロニを第140条の66第1号ハに改めます。

次に、第4条中、員数の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第3号中「（省令第140条の68第1項第1号）」を、「（省令第140条の66第1号イ（3））」に改め、「研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を削り、第2項として「前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。」を加えます。

次に、第5条、各号列記以外の部分注、前条の次に「第1項」を加え、同条第1号及び第2号中、「前条第1号から第3号まで」を、「前条第1項各号」に改め、同条3号中「前条に掲げる者」を「前条第1項第1号に掲げる者」に、「前条第2号」を「同項第2号」に改めます。

議案にお戻りください。

附則は施行期日であり、この条例は令和7年4月1日から施行したいとするものであ

ります。

説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第15号について説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、議案第15号「会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準」が大幅に改正されたため、「会津坂下町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例」の一部を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、別紙資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

なお、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準」が大幅で煩雑な改正が行われていることから、該当する規定に関連する条例を全部改正としております。

まず、第3条を「（布設工事監督者の資格）」に改め、条文を法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

第1号、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第2号、学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第3号、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第4号、短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め

て卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第5号、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第6号、高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第7号、5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者。

第8号、第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した、2ページをお開きください。後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの。

第9号、外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第10号、技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第11号、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に改めます。

次に、第4条を（水道技術管理者の資格）に改め、条文を、法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

第1号、前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第2号、前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、3ページをご覧ください。修了した者）については3年以上、同条第5号

に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第3号、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第4号、前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第5号、外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

第6号、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者。

第7号、技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの。

第8号、建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第16号について説明を求めます。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議案第16号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

このたびの改正は、令和6年6月19日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で、栄養士法の一部改正

が行われており、これまで、管理栄養士の国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受験することができなかったところ、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となりました。すなわち、今後は、栄養士免許を持たない管理栄養士が生じることとなります。これにより、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、町条例の一部を改正しようとするものです。

詳細につきましては、次のページの参考資料の新旧対照表によりご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えようとするものです。

前ページの議案本文にお戻りください。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行したいとするものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第17号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第17号「財産の取得」について、説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めたいとするものであります。

1の取得する財産についてであります、財産の種別は、土地であります。

名称は、旧農業試験場会津支場第二圃場敷地、所在地は、会津坂下町都市区画整理事業坂下東土地区画整理事業施行地区内の48街区9号であります。

登記地目は田、現況地目は宅地、数量は21,984平方メートルであります。

2の取得の目的は、多目的広場及び駐車場として活用いたします。

3の取得の方法は随意契約、4の取得金額は2億225万円であります。5の契約の相手方は、福島県福島市杉妻町2番16号、福島県知事、内堀雅雄であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第18号について説明を求めます。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議案第18号「財産の無償譲渡」についてご説明いたします。

これは、村田区内にあります村田児童公園の敷地を地縁団体の村田区に無償で譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めたいとするものです。

この敷地の現所有者は町となっておりますが、児童公園として遊具等を整備する際に村田区の住民から寄附を受けたものであります。公園の管理は村田区に委託して実施しておりましたが、今般、村田区より遊具等の老朽化や公園利用者の減少に伴い、遊具等の撤去の申入れがあり、昨年8月に遊具等の撤去が完了し、現在は更地となっております。この敷地は神社境内と一体化しており接道もしていないことから利活用しづらく、今後、町で利活用する計画はございません。前所有者は町を離れているなど、今後、所有する意思も利活用の予定もなく、管理もできないとの理由から、今後の管理等は村田区にお願いしたいとの意向でもあることから、今後は村田区に利活用や管理を一任するため無償で譲渡したいとするものです。

譲渡する財産は土地で、所在は会津坂下町大字宮古字下川原235番地ほか3筆で、地目は公園及び公衆用道路、地積は993平方メートルです。

譲渡の相手方は、会津坂下町大字宮古字大根橋10番地、村田区区長、新井田祥恵さん、無償譲渡の条件は、譲渡物件を直接管理し、環境保全に努めるとともに、住民の福祉の増進を図るため、地域の自主的な活動の用に供するものとします。

無償譲渡の時期は令和7年3月31日といたします。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第19号について説明を求めます。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（赤城大地君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

それでは、私より、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」についてご説明させていただきます。

この議案につきましては、「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」を定めるために、会津坂下町議会基本条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。この議案を議決いただくことで、新庁舎の建設場所を定めて、本指針に沿った新庁舎建設基本計画を策定し、新庁舎建設事業の早期進捗を図っていきたいと考えております。

次に、冊子となっています、建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針をご覧ください。

本指針は、令和7年2月に7地区で開催しました町民説明会でお示しした会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な方針を基に、新庁舎建設についての町の考えをまとめたもので、今後策定する基本計画や基本設計の基軸となるものであります。

まず1ページをご覧ください。

1、新庁舎の建設場所であります。

新庁舎の建設場所は、旧坂下厚生総合病院跡地といたします。

選定の理由としましては、第1に、町民の生命財産を守るための防災拠点を築くこと、第2に、来庁しやすい駐車場とアクセス機能をもった新庁舎を建設し町民の利便性を向上すること、第3に、新庁舎の早期建設を望む町民の要望に応えることです。

この三つの理由から、最も適切な建設場所と判断しております。

また、中長期的には、南幹線沿線の旧坂下厚生総合病院跡地に新庁舎を建設することで、民間との連携により周辺地域との一体的な利活用が図られ、会津西部地域の医療・経済・生活機能の中心として、会津坂下町がさらに発展することができると考えております。

次に、2ページをご覧ください。

建設場所を定めた根拠としております、2、新庁舎建設の基本理念と基本方針であります。

まず（1）基本理念を五つ定め、次に（2）基本方針を同じく五つ定めております。

一つ目が、町民の安全を守る防災拠点としての庁舎であります。大規模災害の発生時に、災害対策本部としての機能を担うための拠点施設として、緊急輸送道路に接している、緊急時のアクセス性に優れた庁舎とします。また、非常用電源や備蓄倉庫などの業務継続機能を確保します。

二つ目が、来庁者に優しい便利でわかりやすい庁舎であります。ゆとりある駐車場を整備するとともに、アクセス性に優れた来庁しやすい庁舎とします。また分散している庁舎機能を統合し、利用者の利便性向上を図ります。さらにユニバーサルデザインに配慮し全ての人にとって使いやすい庁舎とします。

三つ目が、効率的で利用しやすい行政機能を備える庁舎であります。来庁者が利用しやすく、職員も効率的に事務が遂行できる庁舎とします。DX化の推進、書かない窓口などの住民サービス向上を図るとともに、相談スペースの確保など個人情報にも配慮した庁舎とします。

四つ目が、経済性に優れた庁舎であります。早期建設を図ることで建設コストの上昇を防ぐとともに、華美な要素を極力抑制し、建設・維持管理・修繕・解体までのライフサイクルコストの低減を図れる建物とします。また省エネ、省資源化も行います。

五つ目が、町民が集い賑わいが生まれる庁舎であります。協働のまちづくりの拠点として、情報の発信・提供機能や、町民交流スペースを備え、閉庁時も町民に開放するなど、町民が集いにぎわいが生まれる庁舎とします。また、町政への町民参画がしやすく

なるような、傍聴席や放映設備を備えた議会機能も整備します。

次に3ページをご覧ください。

建設場所を定めた根拠としております、3、新庁舎の建物と敷地の規模であります。

まず(1)新庁舎の規模については、国土交通省の算定基準や近隣自治体の事例を参考に算出した面積に、町民交流スペースや相談室などを最低限追加しています。そこに窓口・待合スペースの拡充や、ユニバーサルデザイン、防災拠点機能の強化に対応するスペース分を見込み、新庁舎の延床面積を約4,500平方メートルとしております。

次に、(2)新庁舎敷地の規模については、算定した庁舎の規模と、駐車場などのスペースを見込んで算定しており、約1万平方メートルを目安といたします。

次に4ページをご覧ください。

4、建設事業費及び財源であります。

まず(1)概算事業費については、新庁舎整備にかかる現時点での概算事業費を記載しており、全体で約41億円を見込んでおります。今後の基本計画・基本設計・実施設計の際により詳細に積算いたします。なお、詳細な事業費は当該年度の予算書にて提案させていただきます。

次に、(2)財源については、本町の新庁舎建設の財源としては、行政センター建設準備基金が令和6年度末見込みで約10億円ありますが、事業費全体には及ばないため、地方債の借入れが必要になります。

令和6年2月に改訂しました今後10年間の財政シミュレーションでは、新庁舎建設により地方債残高は一旦増加しますが、約30年間で償還し、毎年2億円の返済額の増加を見込んでも、毎年の公債費については10億円以内となるため、継続的な財政運営が可能と見込んでおります。

その上で、部分的にでも交付税措置がある地方債や、補助金を検討し、財政負担の軽減が図れるよう取り組んでまいります。

次に、5ページをご覧ください。

5、建設スケジュールであります。図のようなスケジュールで、事業を進め、令和11年度の新庁舎完成を目指してまいります。

なお、この指針については、新庁舎建設に係る町の指針となりますが、より詳細な内容につきましては、今後の基本計画の中で検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第20号について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第20号「令和7年度会津坂下町一般会計予算」についてご説明いたします。

令和7年度会津坂下町一般会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第1条（歳入歳出予算）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ84億1,000万円と定めるところとなります。

第2項は、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第2条（地方債）は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものとなります。

第3条（一時借入金）は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定めるところとなります。

第4条（歳出予算の流用）は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用について定めるところとなります。

初めに、令和7年度の当初予算編成に当たっては、物価高騰や人件費増加への対応をはじめ、第六代会津坂下町振興計画後期基本計画の初年度となることから、「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」の実現に向け、本年度策定の実施計画に基づき、各種政策・施策に取り組んでいくための予算編成といたしました。また、財政健全化最重点期間は令和6年度までとなっておりますが、住民のニーズに的確に応えつつ、安定的な財政運営を図っていくために、長期財政計画に基づき財政の健全化に取り組んでまいります。

資料としまして、別紙で「令和7年度一般会計当初予算参考資料」を作成しましたので、参考としてご覧いただきたいと思います。なお、令和7年度よりシステムの更改により、予算書の歳入・歳出の説明欄が細節から細々節の掲載方法から、歳入は細節、歳出は細々節のみが掲載されておりますのでご了承くださいと思います。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算については、事項別明細書によりご説明をいたします。

6ページをご覧ください。

第2表地方債は、県職員住宅除却事業から、7ページ、義務教育施設等整備事業まで合計15件、総額2億3,100万円となっております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

そのうち起債額の7割が交付税措置される過疎対策事業債は7件で、総額1億3,300万円となっております。うち過疎ソフト分は2件で4,500万円であり、新過疎法移行の経過措置による過疎ソフトの上限額に対応しております。なお、令和7度の地方債計画では、過疎債総額は増額しているものの、その増額分は全てハード分の拡充であり、ソフト分の上限額は、全ての市町村が経過措置により令和8年度まで年々減少していきます。

地方債の事業内容としては、県職員住宅除却事業は、県職員住宅解体工事にかかる実施設計分で200万円、子育て支援事業は、私立保育所等施設型給付事業に関するソフト事業費分で2,000万円、会津西部斎苑整備事業は、火葬炉等修繕工事で500万円、ため池等整備事業は、蟹沢ため池1号・2号の廃止工事で500万円、町道改良整備事業（過疎対策事業債）は、町道の整備事業で3,800万円、町道改良整備事業（地方道路等整備事業債）は、2項道路の整備工事で100万円、橋梁整備事業は、袋原大橋橋梁補修工事で900万円となります。緊急浚渫推進事業は、準用河川の堆積土砂撤去工事で1,800万円、都市下水路整備事業は、都市下水路4号ゲートの自動化実施設計分で400万円となります。

7ページをご覧ください。

町営住宅整備事業は、古町川尻団地7号棟・8号棟の給水等設置工事で2,100万円となります。消防施設整備事業（緊防債）は、Jアラート受信機更新や県総合通信ネットワーク更新に係る工事負担金、御池田屯所解体・建設工事などで4,100万円、消防施設整備事業（過疎対策事業債）は、会津若松広域市町村圏整備組合負担金事業におけるはしご付消防自動車、分解整備業務で400万円、学校給食センター運営事業は、学校給食センターの調理・搬送業務で2,500万円、義務教育施設等整備事業は、坂下東小学校屋根改修工事で3,200万円となります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

1 総括の歳入につきましては、1 款町税から21 款町債まで84 億1,000 万円であり、7 億2,000 万円の増となりました。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費から14 款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額となります。

財源内訳は、国県支出金が15 億6,199 万4,000 円、地方債が2 億3,100 万円、その他特定財源が9 億5,024 万3,000 円、一般財源が56 億6,676 万3,000 円となりました。

3 ページをご覧ください。

2 歳入の説明をさせていただきます。

1 款1 項1 目町民税個人は、納税義務者数の微増や定年延長制度や賃金のベースアップ、米価高騰により1,505 万円の増、2 目法人は、登録法人件数は増加傾向にあります。休業法人の増加や物価高騰により収益増は見込めないことから、前年度同額の7,401 万5,000 円を計上いたしました。

2 項1 目固定資産税は、新築住宅の増や新築住宅軽減の終了、近年の徴収率により、2,630 万円の増、2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、国有林に係る課税標準額の増から10 万3,000 円の増となっております。

3 項1 目環境性能割は、価格高騰による平均納付額の増により60 万円の増、2 目種別割は、買替えや免許返納による旧税率の乗用・貨物車両数の減、離農による農耕車や原付台数の減及び減免車両数の増により、310 万円の減となっております。

4 ページをご覧ください。

1 款 4 項 1 目町たばこ税は、喫煙者数は減少傾向にありますが、大幅に減少する要因がないことから、前年度同額としております。

2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税から 5 ページの 9 款 2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までは、国・県の予算編成資料及び令和 6 年度の交付実績を参考に試算した額を計上しております。

6 ページをご覧ください。

10 款 1 項 1 目地方交付税の普通交付税は、国の令和 7 年度地方財政対策では、常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定への対応や公共施設の光熱費高騰、行政サービスの委託費等の増加への対応などにより、地方交付税の総額は前年度比 1.6% の増となっておりますが、本町では公債費の算定額が大幅な減となることから、当初予算では前年度比 1,911 万円増の 27 億 6,893 万 2,000 円を計上いたしました。

特別交付税は、地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の措置額の増などにより、833 万 3,000 円の増。震災復興特別交付税は、震災・原発対応事業分にかかる地方税の減収見込額の減により 307 万 5,000 円の減となっております。

11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金は、交付実績により 10 万 2,000 円の減。12 款 1 項 1 目農林水産業費分担金は、富川頭首工及び八方頭首工の整備事業に係る分担金で 22 万円の増。2 目土木費分担金は、空き家の緊急安全代行措置を実施した場合の受益者分担金で、前年同額です。

3 目災害復旧費分担金は、大村区・天屋区・中政所区の単独災害の受益者分担金で、8,000 円の増となっております。

2 項 1 目総務費負担金は、会計年度任用職員及び再任用職員の雇用保険料に係る負担金で、人数、単価の増により 5 万円の増、2 目民生費負担金の 1 節老人福祉施設入所費負担金は、入所者数の減により 207 万 7,000 円の減となっております。

7 ページをご覧ください。

2 節の保育所通常保育料は、入所者数の減により 589 万 4,000 円の減となっております。

3 目衛生費負担金の会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金は、管理運営委託と火葬炉及び施設修繕等に係る負担金で、894 万 5,000 円の増となっております。坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金は、救急医療及び小児医療事業について病床数に応じ負担しているもので、特別交付税措置が 8 割で、残った 2 割分を本町ほか 1 市 3 町 2 村で負担しているもので、前年同額であります。

4 目教育費負担金は、湯川村学校給食業務受託料が 20 款諸収入から移管したことにより、3,202 万 2,000 円増の 1 億 590 万 2,000 円を計上いたしました。

13 款 1 項 1 目総務使用料は、庁舎及びコミュニティセンター使用料で、令和 6 年度実績見込みにより 2 万 9,000 円の減。2 目民生使用料は、保育所及び子育てふれあい交流センター等の使用料で、前年同額であります。

8 ページをご覧ください。

3 目衛生使用料は、火葬炉使用料で、過去 3 年間の平均から 569 件分を見込み、38 万 5,000 円の増。

4目農林水産業使用料は、農畜産物処理加工施設使用料などで、前年同額です。

5目商工使用料は、前年同額です。

6目土木使用料は、住宅入居戸数の減による住宅使用料現年度分の減や、実績に伴う法定外公共物使用料の減などにより103万円の減となっております。

7目教育使用料は、幼稚園の一時利用預かり保育料の増や中央公民館使用料の増により7万7,000円の増となっております。

9ページをご覧ください。

13款2項1目総務手数料は、税証明書、戸籍、住民票等の交付手数料で、実績見込みから13万円の増。

2目衛生手数料は、ごみ袋の販売手数料の減などにより103万円の減。

3目農林水産業手数料は、農業振興地域証明の件数減により1,000円の減。

4目土木手数料は、前年同額であります。

10ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金は、制度改正に伴う児童手当負担金の増などにより、7,010万9,000円増の4億6,403万3,000円を計上しました。1節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、報酬改定による給付額の増により694万1,000円の増、障がい児施設給付費等負担金は、報酬改定及び新規利用者の増により489万1,000円の増となっております。2節児童手当負担金は、制度改正に伴う対象者の拡大と国負担割合の変更により5,342万8,000円の増、4節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費は、公定価格の増により801万8,000円の増、子育てのための施設等利用給付交付金は、幼稚園の預かり利用時間の増により11万5,000円の増となっております。5節低所得者保険料軽減負担金は、第9期介護保険計画による公費負担割合の減により301万1,000円の減となっております。

2項1目総務費国庫補助金は、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げる民間事業者の初期投資費用を助成する地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）の増などにより、3,570万4,000円増の5,437万7,000円を計上いたしました。

1節社会保障・税番号制度整備費補助金の社会保障・税番号制度補助金は、マイナンバーカードの交付事務や戸籍システムのふり仮名通知に係る補助金で533万円の増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住基システムの改修が完了したことにより321万2,000円の減となっております。

2目民生費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増により、5,151万9,000円増の1億1,948万8,000円を計上しました。1節障がい者福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金は、新しい障がい福祉サービス（就労選択支援）の開始に伴うシステム改修に係る補助金で全額増となります。

11ページをご覧ください。

2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、こども家庭センターの人件費の増により625万円の増、子ども・子育て支援事業費補助金は、法改正によるシステム

改修の完了により全額減となります。3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援枠分で2,608万9,000円、推奨事業メニュー分で6,423万7,000円を計上いたしました。

3目衛生費国庫補助金は、55万6,000円増の999万8,000円を計上いたしました。循環型社会形成推進交付金は、合併浄化槽設置に対し補助するもので、設置基数の減により137万8,000円の減、出産子育て応援事業補助金は、令和7年度より補助金の名称が変更となるため、令和6年の繰越分のみを計上により432万円の減、妊婦のための支援給付費補助金は、自治体間情報連携に係るシステム改修で41万9,000円の全額増、母子保健衛生費補助金は、1か月児及び5歳児の健康診査事業の実施により71万5,000円の全額増、妊婦のための支援給付交付金は、出産子育て応援事業補助金の名称が令和7年度より変更となったもので、600万円の全額増となっております。

4目土木費国庫補助金は、1,204万円増の7,768万9,000円を計上いたしました。1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金は、除雪機械購入における交付金の減により2,900万4,000円の減、道路メンテナンス事業費補助金は、袋原大橋の橋りょう補修工事により1,982万2,000円の増、交通安全対策事業は、公園通り線歩道整備工事により2,098万8,000円の増となっております。

2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、古町川尻住宅7号棟・8号棟の給水等設置工事及び住宅・建築物耐震診断者派遣事業により23万4,000円の増となっております。

5目教育費国庫補助金は、415万1,000円減の1,406万3,000円を計上いたしました。1節教育総務費補助金の医療施設運営費等補助金（歯科疾患予防）は、フッ化物洗口に対する補助率の変更により87万1,000円の増、歯科健診は補助金の新設により11万円を計上いたしました。2節小学校費補助金及び3節中学校補助金の特別支援教育就学奨励費補助金は、対象者の減により、合わせて48万6,000円の減、要保護・準要保護児童就学援助費補助金は、対象者がいないことから全額減となります。4節社会教育費補助金の文化財調査活用事業補助金は、文化財保存活用地域計画策定にかかる補助金で、484万5,000円の減となっております。

3項1目総務費国庫委託金は、12ページの中長期在留者住居地届出等事務委託金の減により8万5,000円の減となります。

2目民生費国庫委託金は、前年同額であります。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費で30万円の減、2目民生費県負担金は、制度改正に伴う児童手当の県負担金の減などにより、658万円減の2億5,129万8,000円を計上いたしました。

1節社会福祉費負担金の介護保険低所得者保険料軽減負担金は、国負担金同様、第9期介護保険計画による公費負担割合の減により150万6,000円の減、2節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、報酬改定により333万4,000円の増、障がい児施設給付費等負担金は、報酬改定及び新規利用者の増により244万5,000円の増となっております。3節国民健康保険基盤安定負担金は、保険税軽減分の減により477万7,000円の減、

5 節児童手当負担金は、制度改正による県負担割合の変更により899万5,000円の減、7 節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費は、公定価格の増により220万6,000円の増となっております。

13ページをご覧ください。

2 項 1 目総務費県補助金は、空き家対策総合支援事業費補助金の増などで、491万5,000円増の4,929万2,000円を計上いたしました。

2 節市町村生活交通対策事業運行費補助金は25万4,000円の増、3 節電源立地地域対策交付金は24万1,000円の減、6 節地域少子化重点推進交付金は、結婚新生活を支援するもので、令和6年度からの継続分の増により28万7,000円の増、7 節みらいを描く市町村等支援事業補助金は、見明山の利活用及び移住定住を推進するもので、事業費の増により205万円の増、8 節空き家対策総合支援事業補助金は、空き家改修の件数増やデジタル住宅地図利用に係る補助金の増により238万1,000円の増となっております。

2 目民生費県補助金は、子供の医療費補助金の増などで、785万2,000円増の8,036万6,000円を計上いたしました。1 節障がい者福祉費補助金の重度障がい者支援事業補助金は、給付額の増により、140万4,000円の増となっております。

14ページをご覧ください。

2 節老人福祉費補助金の老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金は、老人クラブ会員数の減により3万2,000円の減、3 節児童福祉費補助金の子供の医療費補助金は、小学生から18歳までの1人当たりの医療費の増により558万9,000円の増、子ども・子育て支援交付金は、こども家庭センターの人件費の増により277万9,000円の増になります。4 節社会福祉費補助金は、令和7年度から3年間、特別弔慰金に係る事務費に補助されるもので、2万5,000円を計上いたしました。

3 目衛生費県補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の補助件数の減などにより、242万8,000円の減の354万8,000円を計上いたしました。

4 目農林水産業費県補助金は、農村地域防災減災事業補助金の増などにより、7,804万円増の3億3,885万9,000円を計上いたしました。

1 節農業費補助金で増減のあった主なものは、環境保全型農業直接支払交付金が、制度の見直しにより冬期湛水が多面的機能支払制度に移行したことにより106万3,000円の減、農業次世代人材投資事業補助金は、交付対象者の減により510万円の減、地域担い手育成支援事業補助金は、事業要望の増により1,502万6,000円の増、多面的機能支払交付金は、長寿命化事業の取組面積の増及び制度見直しにより、冬期湛水が追加されたことにより1,266万5,000円の増、農村地域防災減災事業補助金は、仲子山・手寺沢・蟹沢ため池の廃止にかかる事業費の増により5,249万円の増、産地パワーアップ事業補助金は、要望の減により1,625万5,000円の減となります。

15ページをご覧ください。

野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金は、6行政区の要望により450万円の増、地域計画担い手確保支援事業補助金は、地域計画を実現するために必要な機械・施設の導入を支援するもので、1,080万円の全額増となります。新規就農者育成総合対策事業補

助金は、新規就農者に3年間給付金を給付するもので、2件分300万円を計上いたしました。

5目商工費県補助金は、消費者風評対策市町村支援事業交付金の全額減により489万6,000円の減。

6目土木費県補助金は、木造住宅耐震診断3件の申請により、11万7,000円の増。

7目教育費県補助金は、小中学校のGIGAスクール端末の更新により、3,988万1,000円増の4,161万9,000円を計上しました。

3項1目総務費県委託金は、参議院議員通常選挙費や国勢調査費の増などにより、2,001万2,000円増の2,633万5,000円を計上いたしました。

16ページをご覧ください。

2目民生費県委託金及び3目衛生費県委託金は、前年同額であります。

4目農林水産業費県委託金は河川樋門管理委託金で3万2,000円の増。

5目土木費県委託金は、旧宮川河川浄化事業委託金の増などにより103万8,000円の増。

6目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー派遣の委託金で、20万8,000円の増となっております。

16款1項1目財産貸付収入は、旧糸桜里の湯ばんげの土地建物貸付料の増などにより、88万9,000円増の809万3,000円を計上いたしました。

17ページをご覧ください。

2目利子及び配当金は、金利の上昇により245万円の増となっております。

2項1目不動産売払収入は、前年同額であります。

2目物品売払収入は、除雪トラック等の売却がないことから、45万1,000円の減となります。

17款1項1目一般寄附金は、前年同額。

2目ふるさと納税寄附金は、近年の寄附額実績から、2億4,000万円増の4億5,000万円を計上いたしました。

18ページをご覧ください。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、前年度の一般寄附金と、ふるさと納税寄附金から経費等を除いた分を繰り入れするもので、6,815万5,000円増の2億6,013万6,000円を計上しました。保育所・幼稚園・小中学校・子育て交流センターの備品購入や地域づくり推進事業、只見線利活用促進事業、子育て支援事業などに活用してまいります。

2目行政センター建設整備基金繰入金は、新庁舎建設事業に充当するため繰り入れするもので、1,435万1,000円減の940万9,000円を計上いたしました。

3目廃棄物処理施設整備基金繰入金は、家庭系ごみ処理手数料を基金に積み立てし、廃棄物再資源化事業・廃棄物減量化事業、環境センター積立金負担金に充当するもので、100万円減の1,200万円を計上いたしました。

4目減債基金繰入金は、令和6年度の普通交付税の追加交付分のうち、積立てをした臨時財政対策債償還基金費分を、臨時財政対策債の償還の財源として充当するもので、1,301万2,000円を計上いたしました。

5目福祉基金は、コミュニティバスの購入及び運行委託に充当するため、1,147万7,000円を計上いたしました。

19款1項1目繰越金は、令和6年度予算執行見込みにより、前年同額の1億4,000万円を計上いたしました。

20款1項1目延滞金は、前年同額であります。

19ページをご覧ください。

2目加算金、3目過料は、存目であります。

2項1目町預金利子は、金利の上昇により17万5,000円の増。

3項1目滞納処分費は、実績により2万1,000円の減。

2目弁償金は、前年同額。

3目違約金及び延納利息は、存目であります。

4目雑入は、1億1,373万6,000円増の1億9,997万4,000円を計上いたしました。

増減の主なものとしては、資源ごみ回収売却益が59万2,000円の減、20ページの経営所得安定対策事業事務費は、会計年度任用職員の人件費分を繰り入れておりましたが、人件費分は支出しないことから、令和7年度から存目として計上しております。宝くじ助成金は73万8,000円の減、袋原大橋長寿命化点検業務喜多方市負担金は、袋原大橋の橋梁補修工事に伴う負担金で688万1,000円の増、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業は1億5,288万6,000円の増となっております。

4項貸付金元利収入は、預託金の廃止・見直しにより全額減となります。

21ページをご覧ください。

21款町債については、第2表 地方債でご説明したとおりで、臨時財政対策債は令和7年度の発行はありません。町債の総額は1,770万3,000円増の2億3,100万円となり、財政健全化最重点期間であった令和6年度までは町債の上限を2億円としておりましたが、令和7年度より、安定的な財政運営のため、特殊事情を除き、3億円を上限とし、財政健全化を図ってまいります。

歳入は以上です。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時20分）

再開を午後1時20分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時20分）

引き続き、説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財、務課長（佐藤秀一君）

次に3の歳出についてご説明を申し上げます。

22ページをご覧ください。

1款1項1目議会費は、議員報酬及び議員期末手当の増や職員1名増により、1,928万4,000円増の1億206万2,000円を計上いたしました。1節報酬は、議員報酬で798万円の増、3節の議員期末手当は、281万6,000円の増となります。

23ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、職員及び会計年度任用職員の人件費の増や、ふるさと納税の経費の増などにより、1億5,453万4,000円増の9億4,603万7,000円を計上いたしました。

2節給料は、職員及び会計年度任用職員1名増で484万1,000円の増、24ページ、3節職員手当等は、職員及び会計年度任用職員の期末手当の増により1,003万8,000円の増、4節共済費は、職員共済組合負担金の増などにより753万2,000円の増となっております。7節報償費は、25ページ、ふるさと納税寄附者報償金が、ふるさと納税の返礼品等にかかる報償金で、ふるさと納税寄附金の増額により7,200万円の増、10節は印刷製本費が、単価の増により224万1,000円の増となっております。11節郵便料は、単価の増により243万2,000円の増、運送料は、ふるさと納税返礼品分で1,413万円の増、26ページの決済手数料は、ふるさと納税のクレジットカード払いによる手数料で120万円の増、12節の職員検診等は、単価増により84万5,000円の増、ふるさと納税返礼品発注等業務は、1,056万円の増となります。

27ページをご覧ください。

13節の電子契約システム利用料は、契約手続を電子化するもので5,000円の全額増、ライセンス使用料は、ふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイス、楽天等の使用料で2,244万円の増、印刷機械賃借料は、機器更新により164万2,000円の増、エアコン賃借料は、議場や南分庁舎の追加により104万5,000円の増となっております。14節は、中央公民館西側広場、駅前駐輪場に防犯カメラを設置するもので、50万円を計上いたしました。17節は、公用車27台にドライブレコーダーを設置するもので、121万5,000円を計上いたしました。18節は、両沼地方町村会負担金が防災連携事業の開始により229万2,000円の増となります。

28ページをご覧ください。

2目文書広報費は、ホームページ更改が完了したことにより、457万2,000円減の536万1,000円を計上いたしました。

3目財政管理費は、補助金制度審議会の開催による報酬の増などにより、5万9,000円増の302万4,000円を計上いたしました。

4目会計管理費は、振込手数料の増などにより、264万6,000円増の858万7,000円を計上いたしました。

5 目財産管理費は、行政センター建設基金、財政調整基金の積立増などにより、1 億 2,388 万 5,000 円増の 2 億 8,435 万 8,000 円を計上いたしました。

29 ページをご覧ください。

12 節の測量設計は、旧坂下高校校長校舎跡地の土地境界確認面積測量及び旧県職員住宅解体工事実施設計業務で 206 万 5,000 円の増、24 節行政センター建設基金の元金は、ふるさと納税の寄附金のうち、庁舎建設分と町長おまかせ分から経費を差し引いた分を積み立てするもので 4,044 万 6,000 円の増、財政調整基金の元金は、ふるさと納税の増により 7,938 万 1,000 円の増となっております。基金の利子は、金利の上昇により増額となっております。

6 目企画費は、会計年度任用職員の人件費の増などで、149 万 8,000 円増の 1 億 7,033 万 4,000 円を計上いたしました。2 節及び 3 節は、各コミュニティセンターの会計年度任用職員人件費で、389 万 5,000 円の増となります。

30 ページをご覧ください。

10 節の施設修繕は、若宮・金上・八幡コミュニティセンターの修繕で 170 万 1,000 円の増、賄材料費は、若者による地域づくり推進事業で、レンタルスペース等の利用時の賄材料で 5 万円を計上いたしました。

11 節の路線バス乗車券は 13 節から科目変更となっております。

31 ページをご覧ください。

12 節のコミュニティバス運行委託は、令和 7 年度よりコミュニティバスを運行するので 198 万円を計上いたしました。なお、福祉基金を活用いたします。

13 節のレンタルスペース賃借料は、地域活性化を図るため、若者の活動の場創出のためのレンタルスペースの賃借料で 12 万円を計上いたしました。17 節はコミュニティバスの購入費で、福祉基金を活用いたします。18 節の市町村生活バス路線運行負担金は、令和 6 年度の実績から 1,158 万 4,000 円の増、32 ページの会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は、59 万 9,000 円の増、「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業負担金は、施設修繕の減などにより 1,193 万 8,000 円の減となっております。

7 目交通安全対策費は、免許返納者へのタクシー利用券の増などにより 64 万 5,000 円増の 395 万 8,000 円を計上しました。

33 ページをご覧ください。

8 目電算管理費は、基幹システムの標準化により、1 億 9,996 万 1,000 円増の 3 億 1,542 万 2,000 円を計上いたしました。11 節の電話料は、標準化システム稼働に伴うガバメントクラウドの利用料の増などにより 2,176 万 3,000 円の増となっております。

34 ページをご覧ください。

12 節の電子計算機器保守点検は、システム標準化対応ライセンスの導入などにより 2,773 万 5,000 円の増、地方公共団体情報システム標準化業務は、システム標準化の移行作業委託で 1 億 4,222 万 6,000 円の増となっております。13 節のライセンス使用料は、マイクロソフトの使用料の増や公会計システムの使用料の増により 933 万 7,000 円の増、電子計算機器等賃借料は、182 万 4,000 円の増となります。18 節のオールふくしまスマート

シティ推進事業負担金は、防災アプリ等のコミュニケーションポータル接続維持負担金で23万円を計上いたしました。9目過疎対策費は、地域おこし協力隊の卒隊による減などで、738万7,000円減の6,568万2,000円を計上いたしました。1節・4節は、地域おこし協力隊1名減で、236万4,000円の減となります。

35ページをご覧ください。

12節は、令和6年度はモニターツアー等に婚活イベントを含めて計上しておりましたが、令和7年度より分けて計上しております。13節のデジタル住宅地図使用料は、空き家をデジタルで管理するため9万6,000円を計上いたしました。18節の空き家改修等支援事業補助金は、件数の増により500万円の増となっております。

36ページをご覧ください。

10目新庁舎建設費は、新庁舎建設支援業務の実施で993万2,000円を計上しました。

11目用地対策費は、2項道路の測量設計・土地購入費を計上しておりましたが、8款2項1目に移管したため全額減となっております。

2項1目税務総務費は、251万3,000円減の6,567万2,000円を計上しました。2節及び3節は、職員1名減で354万4,000円の減、7節の納税組合報償金は、組合数の減少により9万6,000円の減となります。

37ページをご覧ください。

12節のシステム改修業務は、個人住民税申告の電子化にかかる改修で81万4,000円の増、22節の過誤納還付金は、実績から20万円増の510万円を計上しました。

38ページをご覧ください。

2目賦課徴収費は、令和9年度の固定資産評価替えにかかる固定資産標準等鑑定評価業務により、1,362万2,000円増の1,841万8,000円を計上いたしました。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、職員及び会計年度任用職員の人件費の増や戸籍クラウドの使用料の増などで、1,010万9,000円増の6,142万6,000円を計上いたしました。

2節から4節は、職員及び会計年度任用職員の人件費で675万5,000円の増となっております。

39ページをご覧ください。

11節の郵便料は、戸籍の振り仮名通知により102万4,000円の増、12節の戸籍振り仮名通知書作成業務は、戸籍の振り仮名の法制化に伴う通知書の作成業務で270万5,000円的全額増となっております。13節の戸籍クラウド使用料は、戸籍システム更改にかかるクラウドの使用で164万8,000円的全額増、住民基本台帳ネットワークシステム賃借料は、機器更改により162万5,000円の増となっております。

40ページをご覧ください。

4項1目選挙管理委員会費は、150万8,000円減の552万4,000円を計上いたしました。

2目選挙啓発費は、郵便料の増により3,000円の増。

3目会津坂下町長選挙費は、6月15日の任期満了に伴う会津坂下町長選挙費で、1,074万4,000円を計上いたしました。

42ページをご覧ください。

4 目参議院議員通常選挙費は、7 月28日の任期満了に伴う参議院議員選挙費で、1,511万4,000円を計上いたしました。

43ページをご覧ください。

5 項 1 目統計調査総務費は、職員の人件費の増で54万6,000円の増。

44ページをご覧ください。

2 目総務統計費は、全国家計構造調査の終了により98万9,000円の減。

3 目教育統計費は、学校基本調査で前年同額。

4 目農林統計費は、農林業センサスの本調査の終了により277万9,000円の減。

5 目国勢調査は、本調査のため866万9,000円増の878万7,000円を計上いたしました。

45ページをご覧ください。

6 項 1 目監査委員費は、費用弁償の増などにより 2 万2,000円増の71万4,000円を計上いたしました。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費は、後期高齢者医療療養給付費負担金の減などで、1,408万5,000円減の 7 億9,731万6,000円を計上いたしました。1 節は民生委員改選による民生委員推薦会委員の報酬で、11万4,000円を計上しました。2 節から46ページ、4 節は、職員及び会計年度任用職員の人件費で477万2,000円の増、12節の民生委員活動費は、任期最終年度により80万3,000円の増となります。

47ページをご覧ください。

18節の県後期高齢者医療広域連合負担金は、共通経費負担金の増により136万6,000円の増、後期高齢者医療療養給付費負担金は、令和 5 年度の実績により1,137万9,000円の減となっております。27節の国民健康保険特別会計繰出金は、被保険者数及び軽減世帯数の減などにより、1,045万1,000円減の 1 億6,545万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金は、職員人件費の増などにより、352万3,000円増の6,763万7,000円、介護保険特別会計繰出金は、第 9 期介護保険計画による公費負担割合の変更などにより、347万9,000円減の 3 億5,928万6,000円となっております。

2 目障がい者福祉費は、自立支援給付費の増などで、2,479万1,000円増の 3 億9,128万3,000円を計上いたしました。

48ページをご覧ください。

13節の障がい福祉業務総合支援ソフト賃借料は、給付に係る審査業務の支援ソフトの導入で63万4,000円の全額増、19節の重度障がい者支援事業は、医療費の増により280万7,000円の増、自立支援医療は、人工透析者の更生医療費の減などにより117万5,000円の減、自立支援給付費は、報酬改定による給付額の増により1,388万2,000円の増、障がい児給付費は、報酬改定や新規利用者の増により978万2,000円の増となっております。

3 目老人福祉費は、老人ホーム保護措置費の減などで、524万9,000円減の4,524万5,000円を計上いたしました。

49ページをご覧ください。

12節の一人暮らし世帯ごみ回収事業は、4 款衛生費から移管し、160万1,000円を計上いたしました。19節の老人ホーム保護措置費は、入居者数の 4 名減により603万9,000円

の減となっております。

4 目国民年金費は、前年同額であります。

50ページをご覧ください。

臨時福祉給付費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、未給水地区世帯や非課税世帯へ給付金を支給するもので、2,753万3,000円増の2,989万3,000円を計上いたしました。18節の未給水地区等世帯生活支援給付金は300世帯を予定しております。非課税世帯への給付金は700世帯、こども加算給付金は70世帯を予定しております。

2 項 1 目児童福祉総務費は、職員の 1 名増及び会計年度任用職員の人件費の増などで、1,082万4,000円増の6,472万7,000円を計上いたしました。1 節の事務補助員から51ページの 4 節までは、子育てふれあい交流センター及びこども家庭センターの人件費で、1,122万5,000円の増、10節の施設修繕は、子育て交流センターの畳交換等で54万円の増となっております。

52ページをご覧ください。

12節の放課後児童健全育成事業は、人件費の増により94万円の増、養育支援訪問事業は、対象世帯の増により23万3,000円の増となります。17節は寄附金を活用し、遊具玩具を購入するものであります。18節の多子世帯保育料軽減事業補助金は、支給対象者数の減により55万9,000円の減となります。

2 目児童措置費は、児童手当の制度改正による対象者の増及び支給単価の増により、3,062万8,000円増の 2 億5,282万5,000円を計上いたしました。

53ページをご覧ください。

3 目母子福祉費の19節児童医療費は、1 当たりの医療費の増により634万3,000円の増。

4 目児童福祉施設費は、会計年度任用職員の減などで、456万4,000円減の 3 億1,709 万円を計上いたしました。1 節は、会計年度任用職員パートタイムの報酬増により129 万8,000円の増、2 節、3 節は、保育所の職員及び会計年度任用職員フルタイムの人件費で、会計年度任用職員 9 名減により1,539万8,000円の減となっております。

54ページをご覧ください。

10節の電気料は、保育所の電気料で355万円の減、12節の給食業務は、食材の高騰で一食当たりの単価の増により101万4,000円の増となっております。

55ページをご覧ください。

17節は寄附金を活用し、遊具玩具等を購入するものであります。18節の施設型給付費負担金は、公定価格の改正により1,148万4,000円の増となっております。

3 項 1 目災害救助費は、存目です。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費は、職員の人件費の増などで、214万8,000円増の 1 億 1,131万4,000円を計上いたしました。

56ページをご覧ください。

2 節と 3 節は、職員の人件費で、158万1,000円の増、12節はシステム標準化に係る保守費用で、84万2,000円の増となっております。

2 目予防費は、新型コロナワクチン及び带状疱疹の予防接種の追加により、1,634万

9,000円増の9,725万6,000円を計上いたしました。

57ページをご覧ください。

12節の妊婦等健康診査は、妊婦数の減により241万9,000円の減、システム改修業務は、法改正により自治体間情報連携の改修などで11万4,000円の増、健康診査は、国保加入者の減により72万9,000円の減、予防接種は、新型コロナウイルスワクチン及び带状疱疹予防接種の追加により1,867万8,000円の増となっております。18節の妊婦のための支給給付金は、出産子育て応援給付金の名称が変わったもので、妊娠から出産・子育てまでの経済的支援で60名分、660万円を計上いたしました。

58ページをご覧ください。

19節の妊婦にやさしい遠方出産支援は、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、交通費及び宿泊費の助成を行うもので、7万1,000円の全額増、1か月児健康診査助成金は、1か月児健康診査立替払いに対する補助で、1万2,000円の全額増、妊活応援助成金は、不妊検査費の補助で、令和6年度の実績見込みにより10万円の減となります。

3目環境衛生費は、合併処理浄化槽設置整備補助金の設置基数の減及び一人暮らし世帯ごみ回収事業の科目移管により、555万2,000円減の1,119万4,000円を計上いたしました。

4目斎苑管理運営費は、管理運営委託料の増などで、1,336万8,000円増の7,441万8,000円を計上いたしました。

59ページをご覧ください。

12節の会津西部管理運営は673万2,000円の増、14節の施設整備は、貯水槽計装整備で68万6,000円の増、18節の会津西部斎苑連絡協議会負担金は、過年度の火葬炉等修繕工事等の実績などにより、481万4,000円の増となっております。

2項1目塵芥し尿処理費は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金の増などで887万円増の2億2,877万5,000円を計上しました。

7節の資源ごみ回収は、実績により15万円の減となっております。

60ページをご覧ください。

10節の施設管理用品は、区長会の要望により、資源ごみ回収容器を更新するもので、55万5,000円の増となります。

11節の廃棄物収集・運搬手数料は、労務単価の増により269万3,000円の増、12節の資源物分別処理業務は、労務単価の増により273万2,000円の増、看板作製は、防犯カメラの設置に伴い作製をするもので、13万2,000円の全額増となっております。

18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は、1,320万7,000円の増、廃棄物減量化推進事業補助金は、キエーロの追加により15万円の増となっております。広域圏の基金積立ては令和6年度までのため、全額減となっております。

5款1項1目労働諸費は、労働金庫への預託金の見直しを行い、貸付金の全額減により、589万3,000円減の171万円を計上いたしました。

61ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目農業委員会費は、20万2,000円減の599万1,000円を計上いたしました。

1 節は、農地利用最適化交付金事業の実績により、農業委員会委員報酬が11万6,000円の減、農地利用最適化推進委員報酬が9万円の減、11節の電話料は、タブレット数の増により25万9,000円の増となります。

62ページをご覧ください。

2 目農業総務費は、職員の人件費の増などで、1,019万8,000円増の6,802万6,000円を計上いたしました。

63ページをご覧ください。

3 目農業振興費は、地域担い手育成支援事業補助金の増などで1,216万円の増の1億5,183万3,000円を計上いたしました。

1 節は、実績により44万円の減、2 節から 4 節は、会計年度任用職員の人件費で75万円の増、11節の施設清掃手数料は、改善センターの地下タンクのグリストラップ清掃で13万4,000円の増となっております。

64ページをご覧ください。

18節の野生鳥獣害被害防止地域づくり事業補助金は、6 行政区の要望により450万円の増、水田農業改革支援事業補助金は農業再生協議会への補助金で、人件費の支出見直しにより688万3,000円の減、環境保全型農業直接支払事業補助金は、制度見直しにより冬期湛水が多面的機能支払交付金事業に移行したことにより86万5,000円の減、農業次世代人材投資事業補助金は、交付対象者の減により510万円の減、新規就農者育成総合対策事業は、新規就農者に3年間給付金を給付するもので、2 件分300万円を計上いたしました。地域担い手育成支援事業補助金は、融資を受けることを条件に、農業用機械の購入に係る補助金で、要望の増により1,502万6,000円の増、産地パワーアップ事業補助金は、農業機械のリース導入等に係る補助金で、要望の減により1,625万5,000円の減、先進的技術導入推進事業は、少子化につながるスマート農業や生産性向上による先進的栽培技術の導入に係る補助金で、770万円の全額増、地域計画担い手確保支援事業補助金は、地域計画を実現するために必要な機械・施設の導入を支援するもので、6 件の要望により1,080万円を計上いたしました。

65ページをご覧ください。

4 目畜産業費は、6 万6,000円減の44万7,000円を計上しました。

5 目農地費は、ため池改修工事の増などで、9,221万5,000円増の3億1,249万1,000円を計上いたしました。

2 節、3 節は職員1名減により421万1,000円の減、11節の盛土許可申請手数料は、令和6年9月24日に、町が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域に指定されたことに伴い、特定盛土等に関する工事を実施する際には、福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の規定に基づき、県に届出書を申請する必要があるため、7万2,000円を計上いたしました。

66ページをご覧ください。

12節の基幹水利施設管理は、監視制御設備・遠隔操作盤の点検業務で107万5,000円の

増となります。測量設計は、手寺沢・仲子山ため池の廃止に向けた測量設計及び県のマニュアル変更に伴う蟹沢ため池の積算変更により、2,149万5,000円の全額増、14節の農村公園遊具撤去工事は、農村公園遊具点検により危険と判定された中開津・太田谷地・矢ノ目区の農村公園の遊具を撤去するため86万9,000円の増、道路修繕は、樋渡区の農道ガードレールの修繕で94万9,000円の増、ため池改修は蟹沢ため池1号・2号の廃止工事で5,603万円の増となっております。

18節の鶴沼川防災ダム連合協議会の負担金は、鶴沼防災ダムの管理費の増により102万6,000円の増、農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金は、逆水2号堤の改修工事及び高寺揚水機送水管更新工事の測量設計に対する負担金で、逆水2号堤の工事費の減により442万円の減、農村未給水地区生活用水確保事業補助金は、新たに飲料水購入補助を追加するため255万4,000円の増、土地改良施設維持管理適正化事業補助金は、片門揚水機場ポンプ修繕に伴う補助金の増により104万円の増、多面的機能支払交付金事業補助金は、長寿命化事業の取組面積の増及び制度の見直しにより、冬期湛水の追加により1,688万7,000円の増となります。

67ページをご覧ください。

6目の国土調査費は、前年同額です。

2項1目林業振興費は、大規模林道の路肩改修工事の増などで101万6,000円増の375万4,000円を計上いたしました。

68ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費は、職員1名増による人件費の増などで558万4,000円増の3,761万9,000円を計上いたしました。

2目商工業振興費は、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げる民間事業者の初期投資費用を助成する地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）により、3,235万円増の7,230万5,000円を計上いたしました。

12節の町物産PRは、首都圏PR店舗パンフレット作成に係るイラスト作成やデータ作成、生産者と消費者をつなぐモニターツアーの形状により248万6,000円の増、集客イベント運営は、eスポーツコーナーの設置運営委託で22万円の増となっております。

69ページをご覧ください。

18節の福島県信用保証協会信用保証料補助金は、融資制度の拡充により490万円の増、地域経済循環創造事業補助金は、地域の人材資源資金を活用した新たなビジネスを立ち上げる民間事業者の初期投資費用を助成するもので、要望1件で5,000万円の増、空き店舗改修事業補助金は、空き店舗の改修に要する費用の2分の1を補助するもので、1件分の100万円を計上いたしました。

3目観光費は、祭り・イベント事業運営等委託料の増などで、1,093万円増の5,404万7,000円を計上しました。7節の講師謝礼は、観光ボランティアの単価増やインバウンドに対応した海外出身者による、まち歩きコースのモニター謝礼の増などにより30万8,000円の増、10節の被服費は、令和7年度からデスティネーションキャンペーンに向け、まちなかガイドのポロシャツ及びジャンパーを購入するため11万9,000円の増、啓

発資材も、デスティネーションキャンペーンに対応するため15万2,000円の増、印刷製本費は、台湾・英語圏向けの観光ガイドブックの作成と日本語版まち歩きコースガイドブックの作成により、139万8,000円の増となっております。

70ページをご覧ください。

12節の祭り・イベント事業運営等は、観光物産協会への委託となりますが、職員の人件費の増や物価上昇、令和6年度まで風評対策PRで実施しておりました販売促進事業の計上により436万5,000円の増、翻訳業務は、観光ガイドブックの翻訳委託料で24万4,000円の増、除草等維持管理は、見明山でのイベント増により130万4,000円の増、見明山周辺利活用調査等は、プロモーション動画製作により305万8,000円の増となっております。

8款1項1目土木総務費は、職員1名増による人件費の増により508万1,000円増の3,957万5,000円を計上しました。

72ページをご覧ください。

2項1目道路維持費は、除雪機械購入費の減などで3,107万4,000円減の1億8,460万9,000円を計上いたしました。

2節から4節は、会計年度任用職員の人件費で197万1,000円の増、10節の防雪用機材は、資材の高騰により226万3,000円の増となっております。

73ページをご覧ください。

12節の防雪柵設置及び撤去は、諸経費・労務単価の増により468万8,000円の増、測量設計は、2項道路のセットバック分に係る2筆分の測量設計で130万円を計上いたしました。除草等維持管理は、水原線の路面清掃の追加や、労務単価の増により107万4,000円の増、道路台帳整備は高寺地区全域や柳田地区などの道路台帳の整備で993万2,000円の全額増、14節の道路安全施設は、二中線・坂下杉線のカラー舗装化の完了により256万円の減となっております。

74ページをご覧ください。

16節の町道用地は、2項道路のセットバックにかかる2筆の用地購入で16万7,000円を計上しました。

2目道路新設改良費は、10路線の道路整備工事の増などで、1,900万円増の6,430万円を計上しました。14節の道路整備工事は、区要望6路線を含む公園通り線など全10路線の舗装等整備工事で、2,600万円の増、21節は、北浦通り線1本の電柱移転補償費になります。

3目街路灯費は、街路灯の電気料の増などで309万9,000円増の1,853万4,000円を計上しました。10節の電気料は、街路灯の電気料で194万3,000円の増、14節の街路灯新設改良工事は20か所の街路灯LED化工事などで12万9,000円の増となっております。

4目防雪サブセンター管理費は、電気料の増などで3万9,000円増の101万2,000円を計上しました。

75ページをご覧ください。

5目橋りょう新設改良費は、袋原大橋の橋梁補修工事により3,500万円増の4,800万円

を計上いたしました。12節の道路橋点検業務は、10か所の橋梁定期点検により200万円の増、14節は、袋原大橋の補修工事で4,100万円を計上いたしました。

3項1目河川総務費は、県委託金の河川浄化業務の単価増などにより、54万5,000円増の573万9,000円を計上しました。

2目河川維持費は、390万円増の2,440万円を計上いたしました。準用河川等堆砂除去は、14か所を予定しており、520万円の増、河川維持工事は、滝沢川等の護岸整備、中の沢砂防下流域水路整備で130万円の減となっております。

4項1目都市計画総務費は、職員の人件費の減により158万1,000円減の2,360万円を計上します。

76ページをご覧ください。

2目土地区画整理費は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金の増により、4,164万1,000円増の1億3,318万1,000円を計上しました。

3目都市下水路費は、都市下水路1号・2号のゲート自動化工事の減などにより3,316万5,000円減の960万2,000円を計上しました。12節の測量設計は、都市下水路3号の自動化積算業務委託と、都市下水路4号の自動化に伴う実施設計業務委託で272万円の増となっております。14節の用排水路整備や辰の川護岸補修工事で130万円を計上しました。

77ページをご覧ください。

4目の公園費は、ばんげひがし公園のキュービクル交換工事完了などにより4,432万7,000円減の5,087万7,000円を計上しました。12節の施設管理等は、都市公園管理の労務単価の増により6万8,000円の増、14節の公園整備工事は、キュービクル交換工事の完了により4,441万1,000円の減となっております。

5目街なみ環境整備事業費は、施設管理用品の減などで2,000円減の5万5,000円を計上いたしました。

78ページをご覧ください。

5項1目住宅管理費は、空き家対策事業を総務管理費から移管したことにより、156万4,000円増の7,061万6,000円を計上いたしました。

10節の施設修繕は、中岩田南団地7号・8号棟のエレベーター修繕、町営住宅の修繕、特定空き家の緊急代行措置分で809万5,000円を計上しました。12節の木造住宅耐震診断は、3件の申請により120万円の増、14節の町営住宅改修工事は、古町川尻団地7号・8号棟の給水塔設置工事及びトイレ部品交換工事で60万円の増となっております。

79ページをご覧ください。

18節の空き家解体補助金は、空き家除却補助金で前年同額の5件分250万円を計上いたしました。

9款1項1目非常備消防費は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金の増などで、1,333万円増の3億5,368万7,000円を計上いたしました。

1節は、出動手当が令和6年度の実績見込みにより216万円の減、10節の消防用機材は、80ページをご覧ください。消火栓用ホース格納箱・ホース等で117万2,000円の増と

なっております。14節は、Jアラートの受信機更新工事で、226万6,000円の増となっております。18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は、1,421万2,000円の増となっております。

81ページをご覧ください。

2目消防施設費は、382万3,000円減の3,054万円を計上いたしました。12節の施工管理は、御池田区消防団屯所の建設・解体に伴う施工管理で80万9,000円の増、14節の車庫・頓所は、御池田区の頓所・車庫の工事で89万7,000円の増、乾燥塔設置は、船窪区の乾燥塔設置で27万6,000円の増、18節は、御池田区の頓所の上水道加入負担金で9万9,000円を計上いたしました。

3目水防費は、水防経費を存目計上に変更し、水防訓練の報償費のみを計上したことにより、2万1,000円減の6万5,000円を計上いたしました。

10款1項1目教育委員会費は、教育委員の研修旅費の増により6万2,000円増の104万円を計上いたしました。

82ページをご覧ください。

2目事務局費は、職員・スクールソーシャルワーカー・学校教育アドバイザーの人件費の増などにより428万5,000円増の6,547万8,000円を計上しました。1節は、スクールソーシャルワーカー・学校教育アドバイザーの人件費の増で118万9,000円の増、2節・3節は、職員の人件費で189万4,000円の増となっております。

83ページをご覧ください。

10節の学力テスト等は、小学校・中学校教育振興費よりハイパーQテストを移行したことにより91万2,000円の増となっております。

3目子ども支援費は、職員の人件費の増などで146万4,000円増の6,191万1,000円を計上しました。

84ページをご覧ください。

2項1目小学校費の学校管理費は、坂下東小学校屋根改修工事により19万5,000円増の9,331万円を計上しました。

85ページをご覧ください。

10節の電気料は、403万9,000円の減、施設修繕は、坂下南小のエレベーターの戸開走行保護装置交換工事などで85万8,000円の増、11節の遠距離通学用定期券等は、対象者の減により53万9,000円の減、12節の測量設計は、坂下東小学校屋内運動場の照明改修（LED化）工事の設計業務で79万7,000円を計上いたしました。

86ページをご覧ください。

空気粉塵測定は、坂下南小学校の粉塵測定で33万円を計上しました。13節の自動体外式除細動器賃借料は、各小学校の体育館にAEDを設置するため14万6,000円の増、14節の施設整備は、坂下東小学校屋根改修と外壁修繕工事で262万3,000円の増となっております。

87ページをご覧ください。

2目教育振興費は、教科書改訂による教師用教科書及び指導書の購入が完了したこと

により114万5,000円減の5,081万8,000円を計上いたしました。

1節は、支援を必要とする児童の増加に伴い、特別支援教育支援員の2名増や日数の増により1,421万9,000円の増、12節の図書カバー被覆業務は、教職員の負担軽減のため購入図書へのカバー被覆を委託するもので6万6,000円の増、19節の就学援助費は、対象見込者の減により70万5,000円の減、特別支援教育就学奨励費は、対象者未見込者数は変わっておりませんが、学年構成により7万2,000円の減となっております。

88ページをご覧ください。

3項1目中学校費の学校管理費は、遠距離通学用定期券の減などにより、169万2,000円減の4,594万円を計上します。

1節用務員及び2節、3節は、会計年度任用職員の人件費の増で55万9,000円の増、10節の電気料は84万4,000円の減、11節の遠距離通学用定期券等は、対象者の減により153万8,000円の減となっております。

90ページをご覧ください。

2目教育振興費は、GIGAスクールの端末更新により7,085万7,000円増の1億1,468万1,000円を計上しました。

10節の教師用教科書及び指導書は、中学校の教科書改訂によるもので569万9,000円の増、13節の電子計算機器等賃借料は、中学校パソコン教室の40台のパソコン更新に係るリース料の増などで285万円の増となっております。

91ページをご覧ください。

17節の共通教材等は、GIGAスクールの端末更新で児童生徒分1,114台のほか、先生機、ACアダプタなど、あとマグネットスクリーンなどの購入で6,347万7,000円の増となっております。19節の就学援助費は、対象見込者の減により58万1,000円の減、特別支援教育就学奨励費は、対象見込者の減により90万円の減となっております。

4項1目幼稚園費は、会計年度任用職員の人件費の減などで801万2,000円の減の2億2,379万3,000円を計上しました。1節から3節は、職員及び会計年度任用職員の人件費で、会計年度任用職員5名減などにより324万9,000円の減となっております。

92ページをご覧ください。

10節の電気料は、183万7,000円の減、施設修繕は、坂下東幼稚園の電気温水器設置工事などで8万7,000円の増となっております。

93ページをご覧ください。

12節の通園運転業務は、坂下東幼稚園の委託日数の減により373万3,000円の減、通園補助業務も、日数の減により44万2000円の減、17節は、寄附金を活用し、遊具玩具等を購入するものであります。

94ページをご覧ください。

5項1目社会教育総務費は、職員の人件費の減などで261万2,000円減の3,570万5,000円を計上しました。2節、3節は、職員の人件費で271万5,000円の減、15節は、高寺山の登山道整備のため5万円を計上しました。

95ページをご覧ください。

2 目公民館費は、図書システム更新や大研修室の音響機器の更新などにより261万5,000円増の2,427万3,000円を計上いたしました。2 節、3 節は、図書司書の人件費で76万4,000円の増、7 節は、放課後子ども教室の共同活動支援員の増や、学校運営協議会からの要望により、地域と学校をつなぐ統括コーディネーターの設置により、55万6,000円の増となっております。10 節の施設修繕は、エレベーター修繕などで130万2,000円の増となっております。

96ページをご覧ください。

12 節の電算機器等設定委託は、図書システムの設定で30万8,000円の全額増、13 節のライセンス使用料は、図書システムのライセンスで19万8,000円を計上いたしました。

97ページをご覧ください。

17 節の音響機器は、大研修室のマイク・アンプを更新するため48万7,000円の増、雑具は、中央公民館駐輪場脇に物置を設置するため50万円の増となっております。

3 目町史編さん費は、資料目録第11集の発刊により36万円増の108万5,000円を計上いたしました。

4 目埋蔵文化財発掘調査費は、会計年度任用職員の人件費の増などで648万7,000円増の3,197万5,000円を計上しました。1 節から3 節は、会計年度任用職員の人件費で286万8,000円の増、98ページをご覧ください。

11 節の印刷製本費は、丈助橋遺跡報告書の作成により65万4,000円の増、12 節の測量設計は、高寺山遺跡周辺の地形測量業務により105万6,000円の増、文化財保存業務は、陣が峯城跡の県指定出土品保存処理業務の委託で143万3,000円の増となっております。

5 目指定文化財管理費は、文化財保存活用地域計画策定支援業務委託料の減などで、25万1,000円減の1,426万4,000円を計上しました。2 節及び3 節は、会計年度任用職員の人件費で47万6,000円の増。

99ページをご覧ください。

12 節の文化財保存活用地域計画策定支援業務は、107万4,000円の減となっております。

100ページをご覧ください。

6 目美術館費は、美術館への案内看板作製により33万6,000円増の215万6,000円を計上しました。

101ページをご覧ください。

6 項 1 目保健体育総務費は、休日部活動運営業務委託料の増などで144万9,000円増の2,596万円を計上しました。7 節の講師謝礼は、地域クラブ活動コーディネーターの謝礼の増により96万円の増、12 節の休日部活動運営業務委託は、部活動の地域移行をバンビに委託し、休日のクラブ活動を実施するもので、種目の増により212万7,000円の増となっております。

102ページをご覧ください。

2 目学校給食費は、職員の人件費の減などで102万3,000円減の2 億803万2,000円を計上しました。10 節の電気料は、188万4,000円の減、103ページの賄い材料費は、物価高騰により248万6,000円の増となっております。

104ページをご覧ください。

17節の備品購入費は、トラック洗浄用の高圧洗浄機や食缶の購入で91万9,000円の増となっております。

11款1項1目農業施設災害復旧費は、大村・天屋・中政所の小災害復旧工事により2万4,000円の増。

2目林業施設災害復旧費は、前年同額です。

2項1目公共土木施設災害復旧費は、土木施設の災害復旧工事費で前年同額です。

105ページをご覧ください。

12款1項1目公債費の元金は、防災行政無線のデジタル化などの償還が完了したことなどにより、1億7,919万1,000円減の7億7,643万5,000円を計上しました。

2目利子は、156万8,000円減の1,769万6,000円を計上しました。繰替運用利子は、福祉基金の繰替運用から生じる利子分で20万8,000円を計上いたしました。

13款1項1目上水道事業会計支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、水道基本料金の減免に要する経費の増により2,127万円増の6,908万7,000円を計上しました。負担金は、消火栓敷設等に要する経費の減により360万9,000円の減、補助金は、水道基本料金の減免に要する経費の増により2,475万9,000円の増となっております。

2目下水道事業会計支出金は、分流式下水道等に要する経費等の増により523万3,000円増の1億5,897万9,000円を計上しました。負担金は、分流式下水道に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費などで427万5,000円の増、補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る委任事務費や、使用料で賄えない資本費補填分で95万8,000円の増となっております。

最後に、14款1項1目予備費は、歳入歳出予算調整により、70万2,000円増の2,828万1,000円を計上しました。

106ページから115ページまでは給与費明細書、116ページは債務負担行為の支出額の見込み及び支出予定額等に関する調書、117ページは地方債の現在高の見込みに関する調書が掲載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

さらに、別冊で配付しております令和7年度一般会計歳入歳出予算資料は、前年度対比表、性質別分類表、重点事業及び建設事業について掲載しておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたしたいと思います。

（午後2時15分）

再開を午後2時25分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 2 時25分）

続いて、議案第21号から議案第23号まで、説明を求めます。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第21号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,620万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとしたいというものであります。

第1号は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の学校間の流用。

第2号は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用であります。

それでは、まず、国民健康保険特別会計の概要をご説明申し上げます。

平成30年度から県が示す標準保険税率を参考に、各市町村は国保税の算定をしており、本町の令和6年度税率は、令和5年度から据置きとしております。令和7年度の仮算定結果につきましては、医療分の税率が0.07%増、後期高齢者支援金が0.33%増、介護保険分の税率は改定なしであり、税率総額としては、前年度比0.40%の増となっております。

なお、賦課限度額について、令和7年度より医療費が1万円、後期高齢者支援金分が2万円引上げとなる見込みとなっております。

また、令和11年度の保険税率統一に向けた移行調整期間となりますので、基金を活用し、保険税を軽減するなど、被保険者の負担軽減を図りながらスムーズに移行できるよう取り組んでまいります。

また、国民健康保険の被保険者は年々減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあり、高額療養費の自己負担限度額引上げも予定されているなど負担が増加する傾向にありますが、被保険者のご理解を得られるよう、国、県等と連携しながら適切に対応してまいります。

次に、詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開き願います。

総括のご説明になります。

まず、歳入であります。

1 款国民健康保険税から 8 款諸収入まで、歳入合計は18億9,620万円となります。前年度を当初予算と比較し、833万4,000円の増となります。

次に、2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費から 9 款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく18億9,620万円となります。財源内訳は、国県支出金が13億9,663万5,000円、その他特定財源が72万3,000円、一般財源が4 億9,884万2,000円であります。

3 ページ以降は、詳細の説明になります。

まず、歳入であります。

1 款 1 項国民健康保険税であります。福島県の保険給付等に要する費用である国民健康保険事業費納付金を国保税で賄いたいというものであります。

1 目一般被保険者国民健康保険税は3 億93万円となり、前年度比当初予算と比較すると、930万4,000円の増となります。基礎数値としましては、県が示した標準保険料率を参考に、一般被保険者を3,128人、国保世帯を2,049世帯と見込みました。収納率を94%として算定しております。今回、仮算定で算出した国保税につきましては、令和6年度の町民税の課税データを用いたものとなっております。今後、令和7年度の町民税確定後、国保運営協議会における税率の決定を経て、本算定として本年、第2回定例会に予算額を補正することとなります。

2 款 1 項使用料になります。

1 目保険使用料は、健康管理センター使用料6 万2,000円を見込んでおります。

4 ページをお開きください。

3 款 1 項国庫補助金で、1 目災害臨時特例補助金、2 目国民健康保険特別対策費補助金は、存目計上となります。

3 目子ども・子育て支援事業費補助金492万3,000円は、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度に対するためのシステム改修費等に関する補助金であります。この子ども・子育て支援制度は、少子化、人口減少が危機的な状況にある中、国が令和5年に、こども未来戦略において児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源として、令和8年度から令和10年度にかけて、支援金制度として全世代、全経済主体から医療保険料と合わせて拠出いただき、段階的に構築するとするものでございます。

4 款 1 項は、県補助金でございますが、1 目保険給付費等交付金13億9,170万9,000円は、歳出の保険給付費の補填分及び保険事業費に係る補助であります。

2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金は、独自給付で減額された前年度の国庫負担金相当分を県が補助するものであります。国の減額措置が廃止

されたことに伴い、本補助金は皆減となります。

4 款 2 項財政安定化基金支出金は、存目計上となります。

5 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金は、過年度実績平均により計上しております。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、総務省が定める繰出基準に基づき、1 億6,545 万 3,000 円を一般会計から繰り入れするものであります。

内訳であります。1 節保険基盤安定繰入金は、低所得者の税負担を軽減するもの及び国保税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて、国・県から補填されるものを一般会計で受入れ、町負担分と合わせて国保特会に繰り出ししているものであります。

2 節未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の国保税均等割について、5 割を公費で軽減する制度で、令和 4 年度課税分から対象となったものでございます。保険基盤安定繰入金と同じく、国県分を一般会計で繰入れ、保険、国保特会に繰出しとなります。

3 節は、職員給与費や一般事務費など歳出の総務費に関わるものです。

4 節産前産後保険税繰入金は、妊産婦の保険税について 4 か月分を軽減する制度で、令和 6 年 1 月から開始されたものでございます。保険基盤安定繰入金と同じく国県分を一般会計で繰入れ、国保特会に繰出しとなります。

5 節出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金の 3 分の 2 に当たる額を一般会計から繰り入れるものです。

6 節の財政安定化支援事業繰入金は、所得の少ない国保世帯が多い等の理由により、国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び国保税税負担の平準化のため、一般会計から国保特会に繰り入れるものでございます。

7 節その他一般会計繰入金につきましては、子供、妊産婦に係る医療費無料化分及び健康管理センター施設管理分等の繰入れになります。

6 ページをお開きください。

6 款 2 項は基金繰入金で、1 目国保基金繰入金は存目計上となります。

7 款 1 項繰越金は、前年度繰越金 3,100 万円を見込んでおります。

8 款 1 項延滞金、加算金及び過料で、1 目一般被保険者延滞金は、国保税の延滞金 100 万円を見込んでおります。

2 目一般被保険者加算金及び 3 目過料は、存目計上となります。

8 款 2 項は預金利子で、1 目預金利子は、過年度実績により計上しております。

7 ページをお開きください。

8 款 3 項 1 目一般被保険者第三者納付金は、第三者行為による怪我等で診療した請求分に係る損害賠償金であります。

8 款 3 項 2 目一般被保険者返納金から、8 款 3 項 3 目雑入までは、過年度実績により計上しております。なお、雑入 66 万円は、人間ドックの個人負担分であります。

8 款 3 項 4 目特定健康診査等負担金は、過年度分の特定健康診査等負担金が発生した際に受け入れるものでございます。

続きまして、8 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項総務管理費のうち、1 目一般管理費5,344万2,000円は、職員 5 人分とレセプト点検 1 人分の人件費並びに国保事業の運営に必要な事務費等であります。また、委託料として、子ども・子育て支援金制度開始に向けたシステム改修費用を計上し、492万3,000円を見込んでおります。

9 ページをお開きください。

2 目連合会負担金173万2,000円は、被保険者数に応じて国保連合会に納入する負担金となります。

1 款 2 項徴税費427万7,000円は、国保税の賦課に係る事務費等であります。

1 款 3 項運営協議会費37万3,000円は、国保運営協議会に係る経費となります。

10ページをお開きください。

1 款 4 項趣旨普及費 3 万3,000円は、国保制度等の周知に係るパンフレット、チラシ等であります。

1 款 5 項収納率等特別対策事業費161万9,000円は、国保税の徴収に係る事務費等でございます。

11ページをお開きください。

2 款 1 項は、保険給付費の療養諸費であります。コロナ禍の受診控えの反動も落ち着いてまいりましたが、依然として高い水準にあることから、令和 6 年度の給付実績に基づき計上しております。

1 目一般被保険者療養給付費11億3,739万8,000円は、前年度より86万9,000円の増となります。

2 目一般被保険者療養費465万円は、一般被保険者の補装具、柔道整復施術費等の保険者負担分であります。

3 目審査支払手数料333万円は、診療報酬明細書の審査に対する手数料となります。

2 款 2 項高額療養費であります。

1 目一般被保険者高額療養費 2 億868万円は、一般被保険者の自己負担分が所得区分に応じた一定額以上の高額となった場合に給付するものであります。

2 目一般被保険者高額介護合算療養費は、国保と介護の自己負担分を合算した額が限度額を超えた場合に給付されるものであります。

12ページをご覧ください。

2 款 3 項移送費につきましては、存目計上となります。

2 款 4 項出産育児諸費は、被保険者が出産した世帯につきまして、1 人につき50万円を限度として給付するもので、令和 7 年度は6 人分を見込んでおります。

2 款国庫葬祭諸費は、被保険者が死亡した際、葬祭費として1 人につき 5 万円を給付するもので、令和 7 年度は20人分を計上しております。

2 款 6 項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染した、給与の支払いを受けている国保被保険者に対し給付するもので、対象は5 類移行前の令和 5 年 5 月 7 日までとなっておりますが、遡及申請を想定し、存目計上としております。

13ページをご覧ください。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県から提示されるもので、県全体の保険給付費の推計を基に各市町村の令和 6 年度の給付実績及び過去 2 年間の医療費指数と所得係数、被保険者数の推計等を用いて算出された金額となります。

1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 2 億6,603万3,000円から、3 項 1 目介護納付金分 3,001万円までの計 3 億9,512万5,000円が県への納付金総額となり、前年より1,003万5,000円の増となります。現段階におきましては仮算定でありますので、6 月第 2 回定例会におきまして、本算定の納付金額により予算額を補正することとなります。

4 款 1 項 1 目共同事業拠出金は、存目計上となります。

14ページをお開きください。

5 款 1 項特定健康診査等事業費1,886万1,000円は、特定健康診査及び特定保健指導等を実施するための費用であり、対象となる被保険者数の減により、前年度より123万4,000円の減となります。

5 款 2 項保健事業費は、重複頻回受診等の指導に当たる看護師 1 人分の人件費及び被保険者に対する医療費の通知、日帰り人間ドック60人分の委託費用237万6,000円、並びに保険者努力支援交付金の対象となる、国保ヘルスアップ事業において新たに取り組む重複多剤服薬者に対する保健指導に係る委託料465万7,000円を計上しております。

15ページから17ページは、健康管理センター事業費であります。

5 款 3 項健康管理センター事業費の 1 目施設管理費474万2,000円は、健康管理センターの維持管理費であり、エアコン改修費用の計上及び燃料費や電気料の単価増などにより、107万2,000円の増となります。

16ページをお開きください。

2 目保健指導事業費646万1,000円は、保険者努力支援交付金の対象となる国保ヘルスアップ事業を実施するためのものであり、保健師を 1 名雇用し、特定健診の結果に基づいた個別指導を実施するための経費であります。

17ページをお開きください。

3 目健康教育等事業費335万4,000円も、同様に国保ヘルスアップ事業を実施するものであり、今回新たに生活習慣病重症化予防改善教室や、運動や野菜をテーマにした健康教室に取り組み、被保険者が健康づくりにつなげてまいりたいというものであります。

6 款基金積立金は預金利子であり、過年度実績により計上しております。

7 款公債費は、存目計上となります。なお、令和11年度の保険料統一に向けた意向調査期間となりますので、今後、示される税率等の状況を見ながら、基金を活用した負担軽減策に取り組んでまいります。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金150万円は、過年度分の移動等による被保険者に対する国保税還付金で存目計上となります。

8 款 1 項 2 目一般被保険者還付加算金 2 万円は、過年度分の国民健康保険税還付に係る加算金で、存目計上となります。

18ページをお開きください。

8 款 1 項 3 目その他償還金 1 万円は、国や県からの負担金及び交付金等の精算による

返還金が生じた際に支払うもので、存目計上となります。

8款2項1目延滞金は、存目計上となります。

9款予備費は、3,261万3,000円となります。

19ページから28ページまでは、国民健康保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与明細書等でありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。

続きまして、議案第22号「令和7年度会津坂下町介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,469万2,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は、歳入歳出予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めたいというものであります。

第1号は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用となります。

それでは、先に概要をご説明申し上げます。

令和7年度は、第9期介護保険事業3か年計画の2年目となります。本町における65歳以上の高齢者人口は、令和6年度をピークに、今後、減少していくと見込んでおりますが、団塊の世代が75歳を迎えることから、75歳以上の高齢者は今後も増加傾向にあります。計画期間中の介護認定者数は、横ばいでの推移を見込んでおりますが、令和7年度については、町内の特別養護老人ホームが増床したことにより、施設介護サービス費について増加するものと見込まれます。

また、年齢層の変化から、介護予防サービス費が微増となっておりますので、高齢者の社会参加による介護予防に、より一層、力を入れて取り組んでまいります。

歳入では、被保険者数を5,592人と推定し、前年度より14人の減となりましたが、第9期計画の制度改正により、所得段階がこれまでの9段階から13段階になったことから、介護保険料総額は0.9%増、また、国庫支出金等は、第9期計画におけるシミュレーション額及び保険給付費等に即した見込額により、各項目において増減を行っております。

歳出では、保険給付費については、第9期計画におけるシミュレーションにより、居宅介護サービスや地域密着介護サービス費は減となりましたが、施設介護サービス費の増加により0.9%の増を見込んでおります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。まず、歳入であります。

1 款保険料から 9 款諸収入まで、歳入合計は24億1,469万2,000円であります。前年度予算と比較し1,507万2,000円の増で、率にすると0.6%の増であります。

次に、2 ページ、歳出であります。1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく24億1,469万2,000円であります。

財源内訳は、国県支出金が 9 億347万2,000円、その他の財源が 6 億1,362万4,000円、一般財源が 8 億9,759万6,000円であります。

3 ページ以降は、詳細の説明になります。まず、歳入から申し上げます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、第 9 期計画の制度改正で、所得段階が13段階となり、また被保険者数を5,592人と算定し、4 億3,001万4,000円を見込んでおります。

2 款 1 項手数料のうち、2 目民生手数料74万8,000円は、配食サービス事業の個人負担分の手数料であり、1 回当たりの実費2,000円に対し300円のご負担をいただいくことになります。

次に、3 款 1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 3 億8,844万6,000円は、保険給付費における国の負担割合を計上しております。

3 款 2 項は、国庫補助金であります。

1 目調整交付金は、市町村の財政力の格差等を調整し、介護制度の保険運営を安定的にするための交付金で、1 億3,451万円を計上しております。

2 目地域支援事業交付金2,878万円は、歳出における介護予防事業、地域包括支援事業の国の負担割合分を交付金として計上しております。

3 目事務費補助金は、システム改修経費に係る補助金であり、令和 7 年度は制度改正等による改修の予定がないため全額減となり、存目計上とするものです。

4 目保険者機能強化推進交付金及び 4 ページの 5 目介護保険保険者努力支援交付金は、介護給付費適正化などの取組へのインセンティブ交付金であり、それぞれ137万2,000円、301万1,000円を計上いたしました。

4 款 1 項は、支払基金交付金であります。

1 目介護給付費交付金 5 億9,932万8,000円は、40歳から64歳までの第 2 号被保険者の負担分として計上しております。

2 目地域支援事業支援交付金1,429万5,000円は、国の交付金同様、歳出における支払基金の負担割合分を交付金として計上しているものでございます。

次に、5 款 1 項県負担金、1 目介護給付費負担金の 3 億3,256万4,000円と、5 款 2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金1,438万8,000円につきましても、同じく県の負担割合分を計上したものでございます。

5 ページをご覧ください。

7 款 1 項一般会計繰入金 3 億5,928万6,000円は、市町村の負担割合を一定のルールに基づき一般会計から繰り入れさせていただくものであり、347万9,000円の減となります。

特に、1 目介護給付費繰入金 2 億7,746万3,000円は、介護サービス給付費の支出増により、前年度比0.9%、257万円の増。

3 目低所得者保険料軽減繰入金1,980万5,000円は、制度改正により公費負担の割合が

減となったことで、602万3,000円の減であります。

続いて、2項基金繰入金5,700万円は、介護保険事業の安定した運営を確保するため、取り崩すものでございます。

8款1項1目繰越金5,000万円は、国県の介護給付費負担金が翌年度精算となるため、前年度と同額を計上するものでございます。

9款諸収入については、存目予算計上でございます。

次に、支出の説明に移ります。7ページをお開きください。

1款1項総務管理費の1目一般管理費になります。職員4人分の人件費及び事務費を計上しており、人件費の増や第10期計画策定に向けたアンケート調査経費の増、システム改修費の減等により3,481万9,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

続いて、2目連合会負担金は、国保連合会への負担金であり、1万4,000円を計上しました。

続いて、1款2項は、介護認定審査会費であります。

1目認定調査等費803万9,000円は、介護認定に必要な書類作成の役務費、委託料を計上しております。

同じく2目認定審査会共同設置負担金475万8,000円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の要介護認定事務負担金であります。

続いて、2款歳出の92%を占める保険給付費でございます。

2款1項介護サービス等諸費でございますが、6目までの合計が20億3,607万9,000円で、第9期介護保険事業計画を基に推計したところであります。

内訳といたしまして、1目居宅介護サービス給付費は、利用者数を微減と見込み、130万5,000円の減。

2目地域密着型介護サービス給付費も同様に、24万9,000円の減となり、3目施設介護サービス給付費は、町内の特別養護老人ホームの増床に伴う入所者数を見込み推計し、1,517万4,000円の増となります。

9ページになります。

6目居宅介護サービス計画給付費は、各サービス利用者の増減により111万円の増、9,413万1,000円を計上しております。

2款2項介護予防サービス等諸費であります。介護予防サービス等利用者が微増となる見込みであることから、合計で、10ページになります48万9,000円増の2,391万円の計上となっております。

2款3項その他諸費176万1,000円は、国保連合会への審査支払手数料の支払いであります。

2款4項高額介護サービス等費5,081万円。

2款5項高額医療合算介護サービス等費575万4,000円についても、第9期介護保険事業計画を基に推計したところであります。

11ページをご覧ください。

2款6項市町村特別給付費100万円は、在宅の寝たきり高齢者を支援するため、介護用品の給付をするための事業費であります。

2款7項特定入所者介護サービス等費についても、令和6年度の実績見込みや第9期介護保険事業計画を基に推計し、12ページになりますが、総額1億144万7,000円を計上しております。

3款1項は、介護予防・生活支援サービス事業費であります。第9期介護保険事業計画に基づき、主に要支援者に対するサービス費などで4,628万2,000円を計上しております。

3款2項は、一般介護予防事業費でございます。こちらは従来の一次予防事業を中心に対象者の把握、予防普及、地域介護予防支援を行うことで、625万6,000円を計上しております。

13ページをご覧ください。

3款3項包括的支援事業等費・任意事業費であります。地域包括支援センターへの委託経費であり、一目総合相談費から3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費まで、41万3,000円の増の985万9,000円を計上しております。

4目任意事業費561万1,000円は、配食サービスやケアプラン点検、成年後見制度利用等に係る経費であります。

14ページをお開きください。

5目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケア実現のために医療と介護の相互理解や情報共有を行うことを目的に、774万5,000円を計上しております。

6目生活支援体制整備事業費は、地域住民、高齢者、ボランティア等の担い手体制の整備を目的とし、生活支援コーディネーター業務を委託し、事業全般として844万1,000円の計上をしております。

7目認知症総合支援事業は、認知症への総合的な支援のため相談員を設置し、事業全般881万8,000円を計上しております。

15ページをご覧ください。

8目地域ケア会議推進事業は、高齢者の自立支援のケアマネジメントや、地域課題把握、地域資源発掘のための費用で65万5,000円、ケア会議専門職への報酬などが主なものとなります。

3款4項その他諸費15万2,000円は、介護予防分の国保連合会への審査支払手数料の支払いであります。

16ページをお開きください。

5項高額介護予防費相当事業8万4,000円は、第9期介護保険事業の推計額。

6項高額医療合算介護予防相当事業18万1,000円は、過去の実績額により計上しております。

4款1項1目償還金43万4,000円は、過年度保険料の還付金等を計上しております。

5款基金積立金は存目計上であり、17ページの6款予備費は、5,177万7,000円の計上となっております。

18ページから27ページまでは、介護保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与明細書等でありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。

続きまして、議案第23号「令和7年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和7年度の会津坂下町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,318万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

それでは、先に、後期高齢者医療特別会計の概要についてご説明いたします。

保険料は2年ごとに見直すことが、高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、現在の保険料は令和6年度に改定され、保険料は均等割額4万5,900円、所得割率8.98%であります。算出の基礎となります被保険者数は、対前年比56人増の3,291人を見込んでおります。

また、保険料改定に伴う所得割率や賦課限度額の激変緩和措置が終了となることと合わせ、保険料総額は対前年比増となる見込みであります。

次に、詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別事項別明細書の1ページをお開きください。

総括の説明になります。

まず歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料から6 款諸収入まで、歳入合計は2億3,518万円であります。前年度予算と比較し、1,283万8,000円の増であります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款総務費から4 款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同じく2億3,518万円であります。

財源内訳は、国県支出金が151万8,000円、その他特定財源が75万円、一般財源が2億3,291万2,000円であります。

3 ページ以降は、詳細の説明でございます。まず、歳入であります。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料であります。被保険者数を3,291人と推計し、対前年比56人増となり、保険料改定の激変緩和措置終了と合わせ、保険料総額は対前年度比775万4,000円の増の1億6,522万5,000円を見込んでおります。

2 款 1 項手数料は、存目計上であります。

3 款 1 項は、国庫補助金であります。

1 目子ども・子育て支援事業補助金は、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度導入に向けたシステム改修費等でございます。国保同様、この子ども・子育て

支援制度は、少子化、人口減少が危機的な状況にある中、国が令和5年に、こども未来戦略において児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源として、令和8年度から令和10年度にかけて支援金制度として、全世代、全経済主体から医療保険料と合わせて拠出いただき、段階的に構築するものでございます。

4款1項は、一般会計繰入金であります。

1目事務費繰入金は、事務費につきましては一般会計から繰り入れるものであり、人件費等で226万9,000円の増となります。同じく保険基盤安定繰入金になります。低所得者に係る保険料の減額分と、元被用者保険の被扶養者であったものに係る保険料の軽減による減額分について、一般会計から繰り入れるものであり、県負担分4分の3、町負担分4分の1となります。

5款1項繰入金から6款1項延滞金、加算金及び過料まで存目計上となります。

4ページをお開きください。

6款2項償還金及び還付加算金、6款3項預金利子は、過年度実績を基に計上しております。

6款4項雑入は、存目計上であります。

5ページをお開きください。

次に歳出であります。

1款1項は総務管理費で、事務費等の計上となっており、人件費等の増により378万7,000円の増となります。なお、12節委託料に子ども・子育て支援金制度導入に関連するシステム改修業務委託費151万8,000円を含む193万6,000円を計上しております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2億2,283万2,000円は、歳入予算の保険料繰入金及び一般会計からの保険基盤安定繰入金の県の後期高齢者医療広域連合に納付するための予算であり、870万1,000円の増となります。

6ページをお開きください。

3款1項1目保険料還付金70万円は、過年度保険料の還付実績を基に計上しております。

2目還付加算金は、存目計上であります。

4款予備費は、歳入歳出調整となります。

7ページから14ページまでは、後期高齢者医療業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等であります。後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は、以上となります。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第24号から議案第26号まで説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、議案第24号「令和7年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,994万3,000円にしたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいというものであります。

第2条は地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によりたいというものであります。本年度の予算は、建物移転等の補償費、幹線排水路敷設工事費等を計上いたしました。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。「第2表 地方債」であります。

公共事業等債は、借入限度額を4,690万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

歳入であります。

1 款国庫支出金か5 款町債まで歳入合計2 億3,994万3,000円、前年度比4,144万8,000円の増であります。

2 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款事業費から2 款公債費まで、歳出合計2 億3,994万3,000円でありまして、その財源内訳は、国庫支出金5,883万円、地方債4,690万円、その他特定財源103万9,000円、一般財源1 億3,317万4,000円となっております。

3 ページをご覧ください。

歳入であります。

1 款1 項1 目土木費国庫補助金5,883万円は、前年度同額となっております。

2 款1 項1 目不動産売払収入101万8,000円は、前年度比19万6,000円の減となっております。

3 款1 項1 目一般会計繰入金は、1 億3,317万4,000円を計上いたしました。

4 款1 項1 目預金利子から2 項1 目雑入までは、存目計上であります。

5 款1 項1 目土木債4,690万円は、前年度同額となっております。

4 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費 1 億8,425万3,000円は、前年度比3,762万3,000円の増となっております。

主な理由といたしましては、町単独事業費の増によるものであります。

次に、主な経費でございますが、1 節報酬は、土地区画整理審議会委員及び評価委員の報酬であります。2 節給料から 4 節共済費までは、職員 1 名分の人件費を計上しております。10 節需用費 4 万7,000円は、積算資料等の費用を計上しております。12 節委託料1,380万3,000円は、建物等調査判定業務、町管理費、除草等維持管理費及び画地確定測設業務に要する委託料を計上したものであります。14 節工事請負費5,873万3,000円は、幹線排水路敷設工事費等を計上いたしました。18 節負担金補助及び交付金541万9,000円は、水道敷設工事に伴う水道管敷設に係る負担金を計上しております。21 節補償、補填及び賠償金9,920万円は、建物移転等 5 戸 5 棟の補償費及び農業休止補償等であります。

2 款 1 項 1 目元金は、5,372万1,000円となっております。

5 ページをご覧ください。

2 款 1 項 2 目利子は196万9,000円でありまして、これは共に償還計画によるものであります。

6 ページから13ページまでは、給与費明細書であります。

14ページをお開きください。

地方債に関する調書であります。

令和 7 年度末残高は、3 億6,665万9,000円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第25号「令和 7 年度会津坂下町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

第 1 条、令和 7 年度会津坂下町水道事業会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、業務の予定量でありまして、給水戸数を5,683戸、給水人口を1万3,688人、年間排水量を168万5,000立方メートル、1 日平均配水量を4,616立方メートルに、それぞれ予定したいというものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第 1 款水道事業収益を 4 億8,556万6,000円、支出につきましては、第 1 款水道事業費用 4 億7,670万8,000円と予定したいというものであります。

次のページをお開きください。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第 1 款資本的収入を6,066万6,000円、支出につきましては、第 1 款資本的支出を 1 億2,584万1,000円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,517万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額281万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,236万円で補填するものであります。

第5条は企業債でありまして、上水道施設整備事業債として起債限度額を3,700万円と定めたいというものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、営業費用、営業外費用及び特別損失であります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費の3,412万1,000円であります。

第8条は、他会計からの補助金でありまして、地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金として、一般会計などからの補助金7,305万6,000円を計上しております。

第9条は、棚卸資産購入限度額でありまして、限度額を338万円に定めたいというものであります。

次に、予算に関する説明書でございますが、1ページから2ページまでは、予算の実施計画であります。これにつきましては、17ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、予定貸借対照表における現金預金と定義となります。資金期首残高は、予定貸借対照表上の令和6年度末現金預金残高8億6,310万5,107円と予定しており、資金期末残高は、令和7年度末現金預金残高8億8,629万5,162円と予定したいというものであります。

4ページをご覧ください。

令和6年度予定損益計算書であります。

1,667万3,000円の純利益を予定しております。

5ページをお開きください。

令和6年度予定貸借対照表であります。

令和7年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

6ページをご覧ください。

令和7年度予定貸借対照表であります。

令和8年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

7ページをお開きください。7ページから13ページまでは、給与明細書であります。

14ページをお開きください。14ページから16ページまでは、注記表であります。

17ページをお開きください。

予定明細書であります。その主なものについてご説明申し上げます。

収益的収入、1款1項1目給水収益の本年度予定額は3億5,850万2,000円で、前年度比2,724万8,000円の減であります。これは1節水道使用料でありまして、令和6年度実績見込額から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施される水道基本料金の減免分を控除し、計上したものであります。なお、水道基本料金の減免は5か月分であります。

3目その他の営業収益の本年度予定額は761万8,000円で、使用料徴収経費負担項目を見直した結果、前年度比210万5,000円の増となりました。

18ページをご覧ください。

2項2目他会計補助金の本年度予定額は6,550万6,000円で、前年度比1,589万7,000円の増であります。これは水道基本料金の5か月分減免に対する一般会計からの補助や、企業債元利償還金に対する一般会計及び坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計からの補助などを計上したものであります。

3目雑収益の本年度予定額は145万3,000円で、前年度比184万9,000円の減であります。これは令和7年度一斉交換対象水道メーターの取替差益分の減、不要水道メーターの売却個数の減を見込んだことによるものであります。

4目長期前受金戻入の本年度予定額は5,183万3,000円で、前年度比130万9,000円の減であります。これは現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

3項2目過年度損益修正益は、存目計上であります。

19ページをお開きください。

収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費の本年度予定額は1億8,946万4,000円、前年度比1,000円の減であります。主なものとしまして、24節動力費75万9,000円で、令和6年度実績見込額から試算し、前年度比10万5,000円の減、31節受水費1億8,686万8,000円で、これは会津若松地方広域市町村圏整備組合からの受水費用でありまして、令和6年度実績見込量を基に算出し、前年度比29万7,000円の減となりました。

2目配水及び給水費の本年度予定額は4,641万4,000円で、前年度比458万円の減であります。

20ページをご覧ください。

17節委託料は、2,098万8,000円であります。主なものとしまして、水道メーター取替業務は、一斉交換対象メーターの減により、前年度比369万4,000円減の286万7,000円であります。

20節修繕費1,015万3,000円は、主なものとしまして、給水管等漏水修理及び一斉交換対象メーターに係る経費を計上いたしました。前年度比362万3,000円の減であります。

21ページをお開きください。

48節工事請負費970万円は、下水道事業施行区域内の町道北浦通り線配水管敷設替工事に伴う給水管敷設替工事費などであります。

4目総係費の本年度予定額は6,011万円で、前年度比694万4,000円の減であります。1節給料から22ページ、6節賞与引当金繰入額までは、職員4名分及び会計年度任用職員1名分の職員給与費であります。

22ページをご覧ください。

14節印刷製本費165万5,000円は、水道使用料の納付書及び検針票ロール紙などを計上しております。

15節通信運搬費185万7,000円は、庁舎電話料及び納付書等発送の郵便料であります。

17節委託料1,528万1,000円は、水道メーター検針業務及び水道業務システムの保守費用等であります。

23ページをお開きください。

19節賃借料278万4,000円は、水道料金システム及び水道用ハンディターミナル機器の賃借料等であります。

24ページをご覧ください。

5目減価償却費の本年度予定額は1億5,274万1,000円で、前年度比476万7,000円の増であります。主なものとしまして、排水管等の構築物が1億4,131万3,000円、機械及び装置が583万2,000円であります。

6目資産減耗費の本年度予定額は726万3,000円で、前年度比16万3000円の減であります。これは排水管布設替えなどに伴う減価償却費として費用化されていない額を計上したものであります。

2項1目支払利息の本年度予定額は550万9,000円で、前年度比68万2,000円の減であります。企業債元金償還に伴う企業債利息であります。

2目雑支出の本年度予定額は161万5,000円で、前年度比155万円の減であります。これは、令和7年度実施の水道メーター一斉交換対象の水道メーターの評価額などを計上したことによるものであります。

3目消費税及び地方消費税の本年度予定額は1,158万1,000円で、収入及び支出の予算額を基に試算した結果、納付になる見込みとなりました。

3項1目過年度損益修正損は、存目計上であります。

25ページをお開きください。

資本的収入であります。

1款1項1目企業債の本年度予定額は、3,700万円であります。これは排水施設電気設備更新工事、下水道事業施行区域内における排水管敷設替工事及び水道施設台帳システム導入などに対する記載であります。

3項1目他会計負担金の本年度予定額は1,300万円で、前年度比1,453万9,000円の減であります。これは排水管敷設替えに伴う消火栓工事97万円、元金償還に対する一般会計及び坂下東特会からの繰入れや、下水道事業施行に伴う水道管移設負担金であります。

6項1目国庫補助金1,066万6,000円は、水道施設等耐震化事業の生活基盤施設耐震化等交付金であります。

26ページをご覧ください。

資本的支出、1款1項2目メーター費の本年度予定額は5万5,000円でありまして、新規取付見込みを計上したものであります。

3目固定資産購入費の本年度予定額は5,266万5,000円で、前年度比4,060万7,000円の減であります。主なものとしまして、3節構築物は、配水管敷設替工事などで3,154万円、4節機械及び装置2,024万円は、気多宮配水池電気計装盤更新924万円、水道施設台帳システム導入として1,100万円等を計上したものであります。

6目リース債務支払額の本年度予定額は49万2,000円で、水道事業公用車リース代金

を計上したものであります。

2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は4,379万4,000円で、企業債元金償還金を計上したものであります。

3 項 1 目長期貸付金の本年度予定額は2,732万6,000円、下水道事業会計に対する貸付けであります。

27ページをお開きください。

実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的收入4億8,556万6,000円、収益的支出4億7,670万8,000円で、差引き税込当期純利益は885万8,000円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額281万5,000円と、貯蔵品に係る仮払い消費税及び地方消費税30万7,000円を差し引いた税抜当期純利益を、573万6,000円と見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的收入6,066万6,000円、資本的支出1億2,584万1,000円で、差引き6,517万5,000円が不足いたします。その不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額281万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,236万円で補填したいというものであります。

補填財源の明細につきましては、補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、業務の予定量でありまして、処理区域内個数を3,019戸、処理区域内人口を6,887人、年間配水量を42万3,114立方メートル、1日平均配水量を1,159立方メートルに、それぞれ予定したいというものであります。

第3条は、収益的收入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益を4億2,470万4,000円、支出につきましては、第1款下水道事業費用を3億9,836万円と予定したいというものであります。

次のページをお開きください。

第4条は、資本的收入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第1款資本的收入を5億3,692万3,000円、支出につきましては、第1款資本的支出を6億3,638万6,000円と予定したいというものであります。

なお、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額9,946万3,000円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額844万1,000円、当年度分損益勘定留保資金9,102万2,000円で補填するものであります。

第5条は、企業債でありまして、公共下水道整備事業債として起債限度額を2億4,200万円、下水道事業債（特別措置分）550万円、次のページに移りまして、資本費平

準化債（公共下水道事業）2,540万円、同じく農業集落排水事業1,190万円と定めたいというものであります。

第6条は、一時借入金でありまして、借入限度額を8,500万円としたいというものであります。借入限度額は、9月と3月の元利償還金相当額を基に設定いたしました。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、営業費用、営業外費用及び特別損失であります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費の2,875万9,000円であります。

第9条は、他会計からの補助金でありまして、地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金として、一般会計からの補助金額6,976万7,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

予算に関する説明書でございますが、1ページから2ページまでは、予算の実施計画であります。これにつきましては、16ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、予定貸借対照表における現金預金と同一定義となります。資金期首残高は、予定貸借対照表上の令和6年度末現金預金残高3,964万1,590円と予定しており、資金期末残高は、令和7年度末現金預金残高4,788万6,150円と予定したいというものであります。

4ページをご覧ください。

令和6年度予定損益計算書であります。1,975万8,000円の純利益を予定しております。

5ページをお開きください。

令和6年度予定貸借対照表であります。令和7年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

6ページをご覧ください。

令和7年度予定貸借対照表であります。令和8年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

7ページをお開きください。

7ページから11ページまでは、給与費明細書であります。

12ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書であります。二つの事業を計上しております。

13ページをお開きください。

13ページから15ページまでは注記表であります。15ページに、公共下水道事業及び農業集落排水事業ごとの営業収益などについて記載してございます。

16ページをご覧ください。

予算明細書であります。その主なものについてご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、1款1項1目下水道使用料の本年度予定額は8,928万6,000円で、前年度比135万1,000円の減であります。これは、1節下水道使用料であり

まして、令和6年度の下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の実績見込額を基に計上したものであります。

2目他会計負担金の本年度予定額は1,310万円で、前年度比38万1,000円の増であります。これは1節一般会計負担金でありまして、雨水処理に要する経費を一般会計から繰り入れるものであります。

なお、公共下水道事業分は1,047万7,000円、農業集落排水事業分は262万3,000円であります。

4目その他の営業収益の本年度予定額は30万3,000円で、前年度比7万2,000円の減であります。2節手数料22万円は、指定業者登録手数料であります。3節雑収益8万3,000円は、農業集落排水事業における維持管理共同化事務費を計上したものであります。

2項2目他会計補助金の本年度予定額は1億4,020万8,000円で、前年度比2万6,000円の増であります。これは1節一般会計補助金でありまして、分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費のほか、使用料で賄えない維持管理費等を一般会計から繰り入れるものであります。

3目補助金の本年度予定額は1,000万円で、これは農業集落排水事業に係る維持管理適正化計画策定業務委託に対する財源として、農村漁村地域整備交付金を計上しております。なお、補助率は10分の10であります。

4目長期前受金戻入の本年度予定額は1億4,879万7,000円で、前年度比278万1,000円の増であります。これは現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

17ページをお開きください。

5目消費税及び地方消費税還付金の本年度予定額は2,290万1,000円で、収入・支出の予算額を基に試算した結果、還付になる見込みとなりました。

3項2目過年度損益修正益は、存目計上であります。

18ページをご覧ください。

収益的支出、1款1項1目環境費の本年度予定額は641万5,000円で、前年度比87万6,000円の増であります。主なものとしまして、マンホールポンプ場維持管理業務等の17節委託料506万円で、前年度比128万6,000円の増であります。

2目処理場費の本年度予定額は9,261万8,000円で、前年度比584万9,000円の増であります。1節給料から6節賞与引当金繰入額までは、職員1名分の職員給与費であります。

19ページをお開きください。

17節委託料5,965万1,000円は、各浄化センターの維持管理費などを計上したものであります。前年度比22万8,000円の増であります。なお、浄化センターの維持管理につきましては、本町と同じ処理方式を採る金山町、昭和村との広域連携による共同発注により、経費の削減に努めているところであります。

18節、手数料48万4,000円は、汚泥処分に係る運搬費等を計上したものであります。20節修繕費549万6,000円は、各浄化センターの修繕費を計上したものであります。24節、動力費1,328万8,000円は、各浄化センターの電力料であります。29節負担金235万円は、

真木・津尻処理区処理場の維持管理に係る協定書に基づく喜多方市への負担金であります。前年度比52万6,000円の増であります。

20ページをご覧ください。

4 目業務費の本年度予定額は505万7,000円で、前年度比201万9,000円の増であります。29節負担金502万9,000円は、水道事業会計の使用料徴収経費負担金であります。

5 目総係費の本年度予定額は1,463万1,000円で、前年度比272万3,000円の減であります。17節委託料1,064万8,000円は、基幹業務システム保守点検業務委託、農業集落排水事業に係る維持管理適正化計画策定業務委託を計上しております。

6 目減価償却費の本年度予定額は2億4,753万円で、前年度比961万4,000円の増であります。内訳としまして、公共下水道事業の固定資産に係る減価償却費1億8,875万8,000円、農業集落排水事業の固定資産に係る減価償却費5,877万2,000円であります。

7 目資産減耗費本年度予定額73万円は、浄化センター改修工事などに伴う減価償却費として、費用化されていない額を計上したものであります。

21ページをお開きください。

2 項1 目の支払利息の本年度予定額は2,937万7,000円で、前年度比602万6,000円の減であります。企業債、元金償還に伴う企業債利息、一時借入金返済に伴う一時借入金利息であります。

3 項4 目の過年度損益修正損は、存目計上であります。

22ページをご覧ください。

資本的収入、1 款1 項1 目企業債の本年度予定額は、2億8,480万円であります。下水管渠工事費に対する公共下水道整備事業債や、下水道事業債特別措置分及び資本費平準化債を計上しております。

3 項1 目他会計負担金の本年度予定額は567万1,000円で、前年度比482万6,000円の増であります。これは資本的支出、1 款1 項1 目2 節の児童手当及び2 項1 目企業債償還金に対する一般会計からの負担金であります。

同じく2 目受益者負担金の本年度予定額は1,044万9,000円、3 目受益者分担金の本年度予定額は30万円であります。

6 項1 目国庫補助金の本年度予定額は2億542万5,000円で、前年度比5,042万5,000円の増であります。これは社会資本整備総合交付金でありまして、補助率は2 分の1 であります。

同じく2 目県補助金の本年度予定額は295万2,000円で、前年度比55万8,000円の減であります。これは土木事業補助金でありまして、補助率は5 %であります。

7 項1 目他会計借入金の本年度予定額2,732万6,000円は、水道事業会計からの借入れであります。

23ページをお開きください。

資本的支出、1 款1 項1 目事務費の本年度予定額は2,241万4,000円で、前年度比226万円の減であります。

1 節給料から6 節賞与引当金繰入額までは、職員3 名分の職員給与費であります。

9節報償費52万2,000円は、新規不可区域の受益者負担金前納報奨金を計上したものであります。前年度比12万1,000円の減であります。

19節賃借料199万8,000円は、コンピュータ支援設計ライセンス使用料、設計積算システム利用料及び受益者負担金システム賃借料等を計上したものであります。

24ページをご覧ください。

2目環境整備事業費の本年度予定額は4億7,166万3,000円で、前年度比9,046万3,000円の増であります。

17節委託料3,566万3,000円は、坂下西、坂下中央処理区の環境埋設工事等に係る実施設計費や、汚水処理構想改定業務委託費を計上したものであります。

28節補償金400万円は、環境埋設工事の支障となる水道管の移設補償費を計上したものであります。

48節工事請負費4億3,200万円は、県道会津坂下・会津高田線管路DB整備事業及び坂下西、坂下中央処理区における管渠埋設工事や舗装復旧工事に係る工事請負費を計上したものであります。

5目処理場改良事業費の本年度予定額は412万円で、前年度比1,182万7,000円の減であります。坂下東浄化センター汚泥脱水機改修工事費等を計上したものであります。

6目固定資産購入費の本年度予定額は105万4,000円で、前年度比86万9,000円の増であります。展示用デザインマンホール作成費用を計上したものであります。

2項1目企業債償還金の本年度予定額は1億万3,663万5,000円で、企業債元金償還金を計上したものであります。そのうち、公共下水道事業は1億468万5,000円、農業集落排水事業は3,195万円であります。

25ページをお開きください。実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入4億2,470万4,000円、収益的支出3億9,836万円で、差引き税込当期純利益は2,634万4,000円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,285万2,000円を差し引いた税抜当期純利益を349万2,000円と見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的収入5億3,692万3,000円、資本的支出6億3,638万6,000円で、差引き9,946万3,000円が不足いたします。その不足額につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額844万1,000円、当年度分損益勘定留保資金9,102万2,000円で補填したいというものであります。

なお、補填財源の明細につきましては、補填財源明細書のとおりであります。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

休憩のため休議といたしたいと思います。

(午後3時40分)

再開を午後3時50分といたします。

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 3 時50分）

◎議案の委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第 8 「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」を新庁舎建設検討特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号「建設場所を含む会津坂下町役場新庁舎建設の基本的な指針」は、新庁舎建設検討特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、委員会に付託する議案以外の質疑は最終日に行いますので、ご承知おきください。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第 9 「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る 2 月27日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

請願番号第 1 号、受理年月日、令和 7 年 2 月19日、件名「緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める請願について」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170- 1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子、紹介議員、小畑博司。

請願番号第 2 号、受理年月日、令和 7 年 2 月19日、件名「持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための請願について」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170- 1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子、紹介議員、小畑博司。

請願番号第 3 号、受理年月日、令和 7 年 2 月19日、件名「高額療養費の限度額引き上

げの見直しを求める請願書について」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170-1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子、紹介議員、横山智代。

請願番号第4号、受理年月日、令和7年2月19日、件名「働く女性への健康配慮を求める請願について」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170-1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子、紹介議員、小畑博司。

請願番号第5号、受理年月日、令和7年2月20日、件名「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」。請願者住所氏名、福島県会津坂下町字市中三番甲3662、日本労働組合総連合会福島県連合会両沼地区連合会、議長、檜山洋明、紹介議員、小畑博司。

◎議長（赤城大地君）

まず、請願第1号から請願第2号及び請願第4号から請願第5号まで、紹介議員の説明を求めます。

◎6番（小畑博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畑博司君。

◎6番（小畑博司君）（登壇）

請願第1号につきまして、紹介議員として説明を申し上げます。

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める請願について。

請願の趣旨。

近年、全国的に頻発、激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪などの災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など、甚大かつ深刻な被害をもたらしております。さらには、南海トラフ地震の発生も懸念されています。

先月、会津地方は、今回の豪雪による災害救助法が適用されました。当町におきましても、会津盆地西端に沿うように、喜多方市、会津坂下町、会津美里町へと南へ延びる34キロに及ぶ活断層帯もあり、1611年慶長地震から400年以上が過ぎています。いつ起きるか分からない災害が身近なところにあります。

今、国及び地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が、喫緊の課題となっています。

しかしながら、国からの地方自治体への援助である緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされ、必要となる財源を確保する上でも、大きな困難に直面しております。このことは、令和6年の全国市長会の決議にもあるように、地方自治体の状況でもあります。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対し、下記事項について意見書の提出をしていただきますようお願いいたします。

請願項目。

1、緊急防災・減災事業債は、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。

2、起債対象事業のさらなる拡大及び要件緩和、並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など、一層の制度拡充を図ること。

以上でございます。

ぜひとも、同僚議員皆様のご賛同を得て、意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、請願第2号、持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための請願について、説明を申し上げます。

主食であります米を取り巻く状況につきましては、町長の所信の中でも述べられているとおり、米価は上がりましたが、まだまだ農業が持続的に経営していける状況にはありません。一方で、備蓄米の放出にもかかわらず米価は下がらず、消費者メーカーはどこまで値上がりするか、消費者の皆さんの不安をかき立てております。

こんな状況の中で、これまでのように農業をおろそかにして、大企業の輸出産業優先の姿勢を転換すべきであります。国政として、過疎と高齢化を防ぎ、地域実力を高めるために、まず38%に低下した食料自給率を飛躍的に高め、生産者と消費者を守ることを国政として推進することが重要であります。

つきましては、持続可能な農業の発展を図り、改正基本法の実効性を確保するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対し、下記事項について意見書の提出をしていただきますようお願いをいたします。

記。

1、農業政策を強化し、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組など、農地を維持するための基礎支援制度を確立するとともに、中山間地直接支払制度を維持し、強化すること。

2、食料の安定供給と食料自給率の向上に向けて、国家的計画を作成し、予算を拡充して、国内農業生産の増大を図ること。

3、農業生産のコスト上昇分を一方的に価格転嫁し、消費者へ負担させるのではなく、適正な価格形成として、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

以上であります。

同僚議員皆様の賛成で意見書を提出していただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、請願第4号、はたらく女性への健康配慮を求める請願について、説明申し上げます。

労働人口に占める女性の働く割合が4割を超えていますが、その7割は非正規労働者と言われています。将来的に年金のもらえる金額も、大変寂しい年金しかもらえていません。

今日、女性の就業率は、15歳から64歳までの73%を超え、母子世帯にありましては、就業率は86%を超えています。厳しい労働によって、特に女性の心身の健康破壊が著しくなっています。メンタル不調や、30歳から50歳のがんの罹患者数も男性より多く、政府統計でも、女性の一般職の離職も多い状態です。

また、不妊治療初回受給件数が14万件にもなっており、母体の疲弊は、少子化社会の要因ともなっております。

この状態を受けて、国内でも性差医療が再評価されてきていますが、労働関連での調査や対応は遅れており、これからの課題となっています。

なお、性差医療とは何か、皆様ご存じだと思いますけれども、コロナのワクチンを受けて、副反応が出るのは女性が多かった。一方、死亡が多かったのは男性。いろんな病気で男女差があり、薬の効き目も男女差があります。それを基にした性差医療というのが再評価されているということでもあります。

今、目指されている労働法改正に、働く女性の健康配慮措置を生かさなければ、働く者全体への権利の後退につながりかねません。また、困難な問題を抱える女性の相談支援体制も広めるべきです。

よって、地方自治法第99条の規定により、関係機関に対し下記事項について意見書の提出をしていただきますようお願いをいたします。

請願事項。

- 1、労働法改正には、働く女性への長時間・有害危険労働の規制を強めること。
- 2、妊娠出産、生理、更年期、メンタル不調などの困難な健康問題を抱える女性への対応を行うこと。
- 3、国として、性差医療の再生や自治体での相談支援体制などの必要な財源保障を行うこと。

以上であります。

ぜひとも、同僚議員の皆様の賛成で意見書を提出していただきますよう、お願い申し上げます。

請願第5号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

最低賃金を巡る情勢につきましては、説明の要がないと思いますが、確認の意味で申し上げますが、福島県の最低賃金は、昨年955円になりました。全国平均は1,055円であります。率にしますと、福島県は90.52%。だんだん差が開いているというような状況にあります。

これを実現するのもなかなか大変な部分もあると思いますが、以下、請願事項について申し上げます。

- 1、福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。

特に国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引上げは継続する必要があります。また、新総理の所信表明演説

における、2020年代に全国平均を1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。

2、中小企業等が原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保も含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた取引の適正化の定着に向け、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知、浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。

3、最低賃金引上げは、賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

5、最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）し、基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。

以上でございます。

何とぞ同僚議員皆様の賛同をいただきまして、意見書を提出していただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、請願第3号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（赤城大地君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）（登壇）

高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める請願書について、請願の趣旨を申し上げます。

高額療養費制度においては、1か月に支払う医療費の自己負担額に上限が設定され、その限度額は収入や年齢によって決められています。高額療養費を利用する1,250万人の重篤な患者に対する医療負担におけるセーフティーネットです。その限度額が、2025年8月から2027年8月まで、段階的に引き上げられようとしています。

高額医療制度を利用する多くの患者は、がんなどの重篤な患者が多く見られ、アンケート調査によれば、子供のいるがん患者の4割は治療の中断を考え、6割の患者が受診控えを余儀なくされるであろうと見られています。命に直結する問題です。

その引き上げ額も大きく、2027年8月には、年収約510万円の人は、3万3,300円もの引き上げとされます。また、70歳以上の高齢者の外来特例については、50%を超える引き上げも予定されています。75歳以上の窓口負担は、2022年10月に1割から2割へ引き上げられており、連続して高齢者に痛みを強いることとなります。

がん患者などをつくる団体から、「継続治療が必要な患者が多数いることを全く考慮しておらず、受診抑制に直接つながる」との反対や、「最も困ったときに助けるどころか、負担増か」「外来特例の引き上げで、さらに受診抑制で医療機関も赤字だ」といった不安の声が多数寄せられています。

この物価高騰期に、さらに医療費の引き上げによる生活と命を脅かす負担増は見直すべきです。つきましては、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書の提出をしていただきますようお願いをいたします。

この問題につきましては、皆様もテレビ、それから新聞等の報道によりご存じだと思いますが、医療機関、そういった関係からも多数の反対の声が上がっています。

請願事項。

1、国民の生活と命を守るために、医療費の負担増である高額療養費制度の限度額引き上げを見直すこと。

1、物価高騰における国民生活を守るために、医療費負担の軽減対応を検討すること。

どうぞ皆様、同僚議員の皆様の賛同によりまして、この請願を通していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

これらの請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎予算特別委員会の設置について

◎議長（赤城大地君）

日程第10、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号「令和7年度会津坂下町一般会計予算」から議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件については、委員会条例第5条の規定により、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号「令和7年度会津坂下町一般会計予算」から議案第26号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件については、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を

職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

1 番、高久敏明君。2 番、五十嵐孝子君。3 番、目黒克博君。4 番、物江政博君。5 番、横山智代君。6 番、小畑博司君。7 番、佐藤宗太君。8 番、五十嵐正康君。9 番、青木美貴子君。10 番、五十嵐一夫君。11 番、水野孝一君。12 番、酒井育子君。13 番、山口享君。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、13 人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました13 人を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会は、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、議長が委員会の招集日、招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、議場において予算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。互選に関する職務は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、12 番酒井育子君にお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

3 月 7 日から 9 日までは、休会であります。

3 月 10 日は、午前 10 時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、2 月 20 日の正午に通告を締め切っており、議員 8 名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4 時 12 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月6日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員